



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツにおけるライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（2）
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 64(4), 1-49
Issue Date	2013-11-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/53720
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR64-4_002.pdf,



中世後期ドイツにおける
ライン宮中伯の領邦支配とヘゲモニー（二）

田口正樹

目次

はじめに

一、中世後期プファルツ政治史

二、王権および帝国内制との関係

- (一) 帝国国制上の特殊な地位
- (二) 国王領の質入れとプファルツ領邦の形成
- 三、君主家門の意義
 - (一) 相続関係の規制（分割相続と長子相続）
 - (二) 婚姻関係
 - (三) 墓所の選択
- 四、領邦支配の諸手段
 - (一) 宮廷
 - (a) 宮廷役職
 - (b) 書記局
 - (c) 顧問
 - (d) 宮廷裁判所
 - (e) 中央の財務行政
 - (f) 宮廷所在地としてのハイデルベルク
 - (g) 文化的中心としての宮廷
 - (二) ハイデルベルク大学
 - (三) アムト制と地方行財政
 - (四) 教会政策
 - (五) 軍制
 - (六) 領邦立法
 - (七) 収入と租税
- 五、領邦諸身分とプファルツ意識
- 六、地方の秩序とヘゲモニー

（以上六四卷三号）

（以上本号）

おわりに

四．領邦支配の諸手段

（一）宮廷

西洋中世の君主統治にとって、宮廷は中心的な意義を持っていた。宮廷は元来、君主の家政の拡大形態であるが、君主本人の統治行為、その延長となる各種の統治機能、そうした活動を支える人員は、宮廷を焦点として集約されていた。このような宮廷の決定的重要性は、一九八〇年代以来のドイツ中世史学界において広く認識され、それを反映して近年まできわめて活発な研究がなされている。⁽¹⁾それを承けて、我が国でも具体的な研究が始められているところである。⁽²⁾

中世の宮廷に対するアプローチとしては、（特に大規模な集会所が開かれる際の）宮廷に集まる人々の範囲と参集の背景、特定の宮廷メンバーの思想や行動、宮廷を舞台とする儀礼やコミュニケーションなど、むしろ非制度的ないくつかの切り口が考えられる。これは、宮廷内の役職や組織が制度として確立していることを前提にできないという、中世宮廷の特性を考慮する必要があるからである。本稿でもその点を前提としたうえで、しかしまずはさまざまな役割を帯びて比較的コンスタントに宮廷と関係を持ったと思われる人間たちを、先行研究によりながら把握していくことを主眼とした。そこにはやはり、ライン宮中伯の狭義の領邦支配の性格と、それを越えるヘゲモニーの広がり、反映されていると考えられるからである。加えて、次第に分化していく宮廷各部門の展開にも、触れることとするが、部門や役職の具

体的な活動状況には余り立ち入らず、概観にとどめる。

一三世紀の間、宮中伯の側近は、多くバイエルン出身の貴族で固められていたが、それでも後述のようにプファルツにおける支配を担当する役職者が散発的に現れており、一四世紀、とりわけ一三二九年のパヴィア協定以降は、主にライン地方から集まった人員により、宮廷が構成された。⁽³⁾以下、分野ごとに分けて、見ていくこととしよう。

(a) 宮廷役職⁽⁴⁾

まず、プファルツ宮廷における宮廷役職 *Hofämter* の登場・展開とその保持者の変遷について、研究文献によりつつ概要を見ることにしよう。

国王宮廷や他の諸侯宮廷同様、ライン宮中伯の宮廷でも、宮廷における日常的職務活動からは切り離された宮廷名誉職が存在した。⁽⁵⁾これらの職は、当初宮廷における実際の勤務と結びついていたものが、その後そうした結合を失って名誉職化したものである。ヴィッテルスバッハ家のもとのプファルツの宮廷役職としては、一二二〇年代からトルツフゼス *Truchsess* とシェンク *Schenk* が知られ、前者はアルツァイ *Alzey* 家、後者はエアバッハ *Erbach* 家といういずれも家人身分の家系によって占められていた。⁽⁶⁾一二三〇年代以降、マルシャル *Marschall* 職も史料に現れる。⁽⁷⁾しかし、既に一三世紀後半には、トルツフゼス職とシェンク職は名誉職化し、宮廷での活動と関係なく、前述の両家系によって世襲されるようになった。一方マルシャル職は史料から消える。⁽⁸⁾アルツァイ家は、宮中伯、その支配下のアルツァイのブルクマンたちおよび市民たちと紛争を起こすなど、既に半ば自立的な動きを示した。⁽⁹⁾エアバッハ家も、一四世紀初めに宮中伯との間で激しいフェーデを繰り広げ、結果としてオーデンヴァルト *Odenwald* に独自の支配圏を形成していった。⁽¹⁰⁾

一四世紀半ば以降、トルップゼスのタイトルはアルツアイ家により、更に一三六〇年のその断絶後は女系でつながるシャルフェネック Scharfeneck 家により保持された。⁽¹¹⁾ シャルフェネック家は、以前からヴァイセンブルク修道院のマルシャルのタイトルを持っていたが、一三六〇年以降この家門は、西南ドイツの二つの諸侯の宮廷名誉職タイトルを保持することになった。⁽¹²⁾ 一方シェンクのタイトルは引き続きエアバッハ家によって名乗られているが、マルシャル職も一三五一年以来再登場し、ヴィルトグラーフ Wildgraf の家系の者によって占められた。⁽¹⁴⁾ 一四世紀末以降、トルップゼスのタイトルは、シャルフェネック家が断絶した後、一四一三年にヨハン・フォン・ヒルシホルン Johann von Hirschhorn に授与され、以後この家系が一七世紀までタイトルを保持した。一五世紀の間、宮中伯とヒルシホルン家との関係は密接であった。⁽¹⁵⁾ 引き続きシェンクのタイトルを保持したエアバッハ家と宮中伯との関係も、一五世紀を通じて緊密なものであり、家門のメンバーは宮中伯フリードリヒ一世のもとで、多くの重要な戦争に参加している。⁽¹⁶⁾ 一五世紀初めに、ヴィルトグラーフの所領は婚姻関係を通じてライングラーフ Rheingraf により継承され、以後このヴィルト・ライングラーフの家系が近世までマルシャルのタイトルを保持していくこととなった。⁽¹⁷⁾ この家系も、みずから中ライン地方における小規模な領邦支配者である一方、ライン宮中伯に仕えて、とりわけ宮中伯フリードリヒ一世の軍事行動には、やはり重要な役割を果たした。

プファルツの宮廷名誉職においては、ケメラー Kämmerer 職が欠けており、その限りで多くの諸侯宮廷で見られる四つの宮廷役職（トルップゼス、シェンク、ケメラー、マルシャル）というタイプから逸脱している。役職保持者に注目すれば、ここで概観した宮廷名誉職の歴史は、プファルツといわば衛星的関係にある中小規模の世俗支配の一部を照らし出すものと言えるであろう。これらの役職を世襲的に保有した家門は、次に述べる「本来の」宮廷役職に就任した家系と比べればより大きな支配基盤を有し、プファルツに対してもその限りである程度の自立性を持つが、プファルツ

との関係は密であり、強力な宮中伯とは政治的行動を共にし、宮中伯に奉仕することが多かったのであった。彼らのような中小貴族支配を含んで構築されていたプファルツのヘゲモニーについては、後にいくつかの側面からより詳しく描写することにした。

さて宮廷の日常的業務における最高役職であった宮廷長 Hofmeister⁽¹⁸⁾ 職は、ループレヒト一世のもとでは、エアリッヒハイム Erligheim、クネーベル Knebel、ラントシャート・フォン・シュタイナツハ Landschad von Steinach、リンデンフェルス Lindenfels といった家系出身の下級貴族によって占められた。⁽¹⁹⁾ ループレヒト二世のもとでも、ハンス（五世）・フォン・ヒルシホルンがこの職にあった。⁽²⁰⁾ それに対して、国王となったループレヒト三世は、一四世紀後半のドイツ王権の伝統に従い、また領邦政治上の関係にも配慮して、一四〇〇年にライニンゲン Leiningen 伯エミッヒ Enich（六世）を宮廷長に任命した。⁽²¹⁾ しかし領邦政治上の配置の変化、すなわちプファルツと他の選挙侯、とりわけマインツ大司教との対立とともに、エミッヒは一四〇四年に解任される。後任は、シュヴァルツブルク Schwarzburg 伯ギュンター Günther（二八世）で、このテューリンゲンのグラーフの任命は、プファルツの伝統とは関係がなく、もっぱらループレヒトの国王としての性格から説明されうるものである。⁽²²⁾ 彼の後には、シュヴァーベンからフランケンにかけて主な根拠地を持つエッティンゲン Oettingen 伯フリードリヒ（五世）が、一四〇六年に宮廷長に任じられた。⁽²³⁾

なお、以上の宮廷長とは別に、よりランクの低い家宮廷長 Haushofmeister が一四世紀後半以来確認されるが、⁽²⁴⁾ 国王ループレヒトのもとで、このタイトルを帯びて現れるのは、アルブレヒト・フォン・ベルヴァンゲン Albrecht von Berwangen、ハインリヒ・フォン・ハウベン Heinrich von Hauben、エーバーハルト・フォン・ジッキンゲン Eberhard von Sickingen、ジーマン・フォン・タールハイム Simon von Thalheim といったプファルツと関係の深いライン地方の下級貴族たちであった。⁽²⁵⁾ 宮廷長職が王権の伝統に沿って占められたのに対して、家宮廷長職では、ループレ

ヒトの国王登位以前からのプファルツの伝統が継続されたわけである。

ループレヒト一世のもとで、他に、シエンク Schenk およびマルシヤル Marschall (上述の名誉職化した世襲シエンク Erschenk、世襲マルシヤル Erbmarschall とは別)、財庫長 Kammermeister、調理所長 Küchenmeister の職が確認される⁽²⁶⁾。国王ループレヒトのもとで、マルシヤル職を占めたのは、データー (四世)・フォン・ハントシユースハイム Diether IV. von Handschuhheim、タム・クネーベル・フォン・カッツェンエルンボーゲン (小) Tham Knebel von Katzenhoben der Jüngere、エーバーハルト・フォン・メンツインゲン Eberhard von Menzingen であったが、とりわけ前二者はループレヒトと密接な関係を持ち、政治的にも重要な役割を果たした⁽²⁷⁾。この役職への任命も、完全にプファルツの伝統に沿って行われたのであった。また国王ループレヒトのもとで財庫長のタイトルを帯びたのは、ルドルフ・フォン・ツァイスカム Rudolf von Zeiskam であり、プファルツの伝統はここでも同様であった⁽²⁸⁾。先のデーターとともに彼もまた一四〇〇年以前から、プファルツ宮廷で同じ職を占めていたのである。

ルートヴィヒ三世のもとでは、宮廷長、家宮廷長、マルシヤル、シエンク、調理所長が宮廷役職として登場するが、家宮廷長以外は具体的な役職特有の任務との関係で登場するわけではなく、家宮廷長も含めてむしろ顧問 Rat としての性格が前面に出ている⁽²⁹⁾。

このように、一四世紀から一五世紀初めにかけて名誉職以外の宮廷役職は、国王ループレヒト時代の宮廷長職を別にすれば、ほぼすべて宮中伯と密接な関係を持つライン・ネッカー地方出身の下級貴族によって占められていた。プファルツ宮廷におけるこの社会層の存在の重みがそこには示されているのである。

(b) 書記局

前述のように制度の存在を前提にできない西洋中世宮廷において、書記局は、それでも一般に最も早く、制度化および学識化がすすんだ部門である。書記局研究は、証書研究との関連で研究蓄積の厚い分野であるが、ライン宮中伯の書記局についても一連のモノグラフと論文により、一三世紀から一五世紀前半までのその歴史が解明されている。⁽³¹⁾ここでは、それらによりながら、プファルツ書記局の発展を、特に人的側面に留意しつつ、見ていこう。

宮中伯ルートヴィヒ一世の時代にバイエルン公と区別された宮中伯の書記がどの程度活動していたのかは、はっきりしない。⁽³²⁾その子オットー二世が宮中伯となったがまだバイエルン公とならない時期(二二八―二二二一年)について、バイエルン出身のコンラート・ローゼナブ Konrad Losenab をはじめ何人かの書記が、ルートヴィヒ一世に仕える書記とは区別されて、ハイデルベルク等でオットー二世のために働いていたことが知られる。⁽³³⁾一二三一年にオットー二世がライン宮中伯とバイエルン公を兼ねるようになった後も、主にライン地方を担当する書記が一人いたかもしれない。⁽³⁴⁾しかし一三世紀のヴィッテルスバッハ家の君主たちにおいては、上述のようにバイエルン公としての活動が優越しており、ルートヴィヒ二世のもとでは、ライン地方に特化した書記の活動はほとんど見られない。⁽³⁵⁾ルードルフ一世(およびその弟ルートヴィヒ)のもとでも事態は同様で、ラインのヴィットゥーム Vitzum (後述のようにライン地方全体について宮中伯を代理して統治にあたった)のもとで働く書記がいたと考えられる他は、ライン地方に特化した書記の活動はまとまった形では知られていない。⁽³⁶⁾プファルツ独自の書記局が発達するのは、一二二九年のパヴィア協定によってプファルツ系ヴィッテルスバッハ家の支配範囲が確定した後、特に宮中伯ループレヒト一世のもとでのことになる。

書記局の高級役職として問題となるのは、書記局長 Kanzler⁽³⁷⁾と上級書記 Protonotar である。書記局長のタイトルは、プファルツ領邦では一四世紀の間もほとんど現れず、一四〇〇年に宮中伯ループレヒト三世が国王になって、ようやく書記局長が目立った形で登場する。国王ループレヒトのもとでは、シュパイアー司教ランバン・フォン・ヘルムシュタツ

ト Raban von Helmstatt が書記局長であったが、彼の就任はドイツの国王書記局の伝統の延長として理解されるべきものであった。ラバンは、プファルツと代々密接な関係にあった下級貴族家門の出身で、ハイデルベルク、ヴィーン、ボローニャの諸大学で学び、学位は得なかったが法学の重要性を理解していたと思われる。彼が一二三九六年にシュパイアー司教位を得たのもライン宮中伯の後援によるものであり、その後ラバンはおそらくループレヒトの王位獲得を背後から支え、一四〇〇年以後はほぼ常に国王に同行した他、外交使節としても派遣されるなど、国王側近として政治的に極めて重要な役割を果たした。⁽³⁸⁾ ラバンは文書作成に関しても、とりわけおそらく彼が書記局に呼び込んだ書記が関わった文書に、作成委託・指示者として現れる。⁽³⁹⁾ ラバンは、国王の死後、国王宮廷の書記局長職から離れるが、後述のように顧問として現れるなど、ルートヴィヒ三世下のプファルツとも密接な関係を保った。⁽⁴⁰⁾

その後、ルートヴィヒ三世のもとで、その治世晩年にルートヴィヒ・フォン・アスト Ludwig von Ast が書記局長のタイトルを帯びて現れる。彼は次のルートヴィヒ四世のもとでも同様に書記局長として登場する。⁽⁴¹⁾ フリードリヒ一世のもとでは、学識法曹ヨハン・グルデンコプフ Johann Gudenkopf が一四五〇年に書記局長として史料にあらわれ、彼の後はやはり法学を学んだマティアス・ラムング Matthias Ranning が一四五七年以来書記局長であったが、彼は宮中伯の後援を得てシュパイアー司教の地位に就いた後も、一四七八年に死ぬまでプファルツの書記局長にとどまった。このパターンは、その後一四八七年から一四九七年まで書記局長であった学識法曹ヨハン・フォン・ダルベルク Johann von Dalberg によっても踏襲され、彼も一四八二年から一五〇四年までヴォルムス司教であった。⁽⁴²⁾

このように、書記局長の役職は、ドイツ国王宮廷の伝統に従う形ではじめてプファルツ宮廷に現れ、一五世紀に定着することになったが、その職に就いたのはすべて学識法曹かそれに近い人物であり、司教職を兼務する例も多く見られた。その際、兼務されたのがシュパイアーおよびヴォルムスの司教位であったことは、後述するようなライン宮中伯に

よる両司教座のコントロールを反映している。書記局長たちは概して、書記局の実際の業務を細かく指揮するというよりは、君主に最も近い側近の一人として助言活動を行い、また外交など政治的に重要な任務を担ったのであった。

それに対して、実際の書記局業務を指揮したのは上級書記 *Protonotar*, *Oberster Schreiber* であった。ループレヒト一世のもとでは、ニコラウス・フォン・ヴィースバーデン *Nikolaus von Wiesbaden* をはじめ、他にハインリヒ *Heinrich*、ハインリヒ・フォン・ディーバッハ *Heinrich von Diebach*、オットー・リーマン・フォム・シュタイン *Otto Riemann von Stein* の都合四人の上級書記の名が知られる。⁽⁴³⁾ ニコラウスは、一三七五年以降上級書記として史料上確認されるが、一三八一年にはループレヒトの後援のもと、ローマの教皇ウルバヌス六世によってシュパイアー司教に任命される。⁽⁴⁴⁾ ニコラウスはプファルツ宮廷に仕える前は、一三六七年にマインツ大司教の書記として登場しており、この点で彼は、ライン地方の複数の宮廷を移りながら奉仕する下級貴族出身者の一例と言える。

国王ループレヒトのもとでは、マティアス・フォルツ・フォン・ゾーベルンハイム *Mathias Voltz von Sobernheim*、ヨハネス・サルトリウス・フォン・ヴァインハイム *Johannes Sartoris von Weinheim*、ヨブ・フェーナー *Job Vener*、ニコラウス・ブーマン *Nikolaus Buman*、ウルリヒ・フォン・アルベック *Ulrich von Albeck*（後に一四〇七年にフェルデン司教となる）、ヨハネス・キルヒェン *Johannes Kirchen*、エグロルフ・フォン・クネリンゲン *Egloff von Knöringen*、フリードリヒ・シャイファルト・フォン・メローデ *Friedrich Scheifarth von Merode*、アルベルト・フライシュマン・フォン・エッゴルスハイム *Albert Fleischmann von Eggolsheim* の九人の上級書記が知られる。⁽⁴⁵⁾ このうち後の三人は書記局における文書作成に言うに足る規模でかわった形跡がなく、彼らのタイトルはその意味では名目的なところがあった。マティアスとヨハネス・サルトリウスは、ループレヒトの国王即位前から既にプファルツに仕えており、一方ヨハネス・キルヒェンは前任国王ヴェンツェルの宮廷で活動していた。またヨブ、ニコラウス、ウルリヒ、

エゴルフ、フリードリヒ・シャイファルトの五人はイタリアなどの大学で学んだ学識法曹であり、彼らの存在はループレヒトの国王統治全体にそれまでにない学識法曹的特徴を与えるものであった。中でもヨブ・フェーナーは宮廷の学識法曹として傑出した存在であった。⁽⁴⁶⁾ これら上級書記のうち、マティアス、ニコラウス、ヨハネス・サルトリウスはプファルツ領邦にかかわる「内政」事項を主に担当し、それに対してヨブとウルリヒは教会・対外政策を主に担当し、ヨハネス・キルヒエンは主として国王宮廷裁判所関係の仕事を受け持った。⁽⁴⁷⁾ 国王ループレヒトの宮廷では、おおざっぱに見て、同時期に三、四人の上級書記が活動していた。彼らも書記局長と同様に広く政治的な任務にも投入された。また彼らはすべて聖職者であった。国王ループレヒトの死後、ヨハネス・キルヒエンは新国王ジグスムントの宮廷へ移り、ヨブとヨハネス・サルトリウスはプファルツ宮廷での奉仕を続けた。

このように、上級書記の中には、一方で宮廷においてあまり重要な活動を示さなかった者もおれば、他方でキャリアの面でも君主のための活動の面でも、書記局長と遜色ない者もあり、その間にかなり広い幅が存在した。また書記局長の場合と同様、この職にも、国王ループレヒトのもとでかなりの数の学識法曹が登場するのである。

書記については、ループレヒト一世のために働いた書記として一八人の名が知られる。⁽⁴⁸⁾ 他に名前の知られていない証書の書き手が二人確認されている。⁽⁴⁹⁾ ただし個々の書記の登場頻度はさまざまであった。また同じ時期には、三、四人の書記が平行して活動していた。⁽⁵⁰⁾

国王ループレヒトのもとでは、蓋然性が高いケースも含めると一八人の書記の名が知られる。⁽⁵¹⁾ 上級書記同様彼らも、一部は従来のプファルツ宮廷から、一部は前任国王ヴェンツェルの宮廷から、更に一部は書記局長ランとの関係から、国王ループレヒトへの奉仕に入った。一四一〇年以後は、このレベルの書記達の大半はプファルツへの奉仕にとどまった。ルートヴィヒ三世のもとで活動していた書記としては、一七人が筆跡比較から検出されている。⁽⁵²⁾ そのうち四人の活動

痕跡は一〇年以上にまたがっていた。同時期に活動している書記の数は、最大で四、五人であった。⁽³³⁾ 名を知られている書記としては、ヨハネス・エルプシュタット・フォン・ヴォネック Johannes Erbstat von Wonneck、ヤーコプ・ハイマスハイム・フォン・アルツァイ Jakob Heimersheim von Alzey、アンドレアス・コルブラー・フォン・ヘムバウアー Andreas Korbler von Hembauer、ヨハネス・ラーデバウム Johannes Ladebaum、ハインリヒ・ミンネキント Heinrich Minnekind (ハーゲナウ Hagenau の地方書記 Landschreiber)、エメリヒ・フォン・モーシエルン Emmerich von Moscheln (オッペンハイム Oppenheim の地方書記)、ヨハネス・ザイフェリン・フォン・ラーデンブルク Johannes Syffeln von Ladenburg、ハインリヒ・トロスト・フォン・ヴァッヘ Heinrich Trost von Vache がある。⁽³⁴⁾ このうち、ヨハネス・エルプシュタット、アンドレアス・コルブラー、ハインリヒ・トロストの三人は、筆跡比較から判明した書記と同定されており、ヨハネス・エルプシュタット、ヤーコプ・ハイマスハイム、アンドレアス・コルブラー、ヨハネス・ラーデバウム、ハインリヒ・トロストの五人は、ハイデルベルクなどの大学で勉強した経験がある。また、ヨハネス・エルプシュタット、ヤーコプ・ハイマスハイム、ヨハネス・ラーデバウム、エメリヒ、ヨハネス・ザイフェリンは既にルートヴィヒの父である国王ループレヒトに仕えていた。

このように、書記局長や上級書記よりも重要度が落ちる一般の書記のレベルでは、国王ループレヒトの統治の前後での連続性がかなり強くなっている。

以上のような人的構成のプファルツ書記局では、一五世紀には、かなり活発に各種の文書が作成されていた。ルートヴィヒ三世の治世からは、全部で約一八〇〇の証書と手紙の存在が知られる。もともと、とりわけ手紙については多くの喪失も計算に入れられなければならない。⁽³⁵⁾ 既にループレヒト一世のもとで、宮中伯が発出する文書に用いられる言語は、圧倒的にドイツ語となっている。⁽³⁶⁾ ルートヴィヒ三世のもとでも、ラテン語文書は例外的で、ほとんど外国の

受領者や教会関係の受領者に対して発行されたものである⁽⁵⁷⁾。文書素材はループレヒト一世のもとでもなお獣皮紙が主であったが、一四世紀後半には次第に紙の使用が増加した。ただし、紙は主に手紙に使われ、証書にはまったく使われなかった⁽⁵⁸⁾。ルートヴィヒ三世のもとでも、紙に書かれた証書は七例のみで、むしろ例外的なものにとどまっている⁽⁵⁹⁾。

文書作成の活発化をも背景として、作成手続や保管・整理方法も次第に発達した。

例えば、印章の分化が見られた。ルードルフ二世（およびその弟ルートヴィヒ）のもとでは、大型の騎士図像印章 *Reitersiegel* と小型の秘密印章 *Sekretsiegel* が使い分けられていた⁽⁶⁰⁾。ルードルフ二世、ループレヒト一世、ループレヒト二世のもとでも、同様であった⁽⁶¹⁾。一三二八年の証書を当時一七歳のループレヒト一世は秘密印章を用いて発行したが、その一方で、後見人であるナッサウ伯ゲアラッハが戻った後に、騎士図像印章を用いて同様の証書を出すことを約束している⁽⁶²⁾。この例からは、騎士図像印章が格の高い印章と見なされていたことがわかる。ルートヴィヒ三世のもとでは、騎士図像印章、紋章印章 *Wappensiegel*、秘密印章、指環印章 *Ringsiegel* の四種が使われるが、大半の文書は紋章印章を付して出された⁽⁶³⁾。騎士図像印章は特に重要な文書にのみ使われた。秘密印章は主に封緘書状の封印として用いられた。指環印章の使用例はルートヴィヒ三世の治世末年からのみ知られる。

ループレヒト一世、二世のもとでは、関係書類をまとめて保管したり、一つに縫い合わせたりするなど、一件書類作成の萌芽が散発的に見受けられる⁽⁶⁴⁾。ルートヴィヒ三世のもとでも、同様にいくつか萌芽と見なしうるものが伝わっている⁽⁶⁵⁾。

おそらく既に一四世紀半ばには、プファルツの文書は主にハイデルベルクで保管されていたらしい⁽⁶⁶⁾。ハイデルベルクの文書庫の存在がはっきりするのは、一四一〇年の分割相続に際してのことである。もともと、この時点でも、すべての文書が中央で集中管理されたわけではなく、地方のアムトの地方書記 *Landschreiber* のもとで関係文書が保管される

こともあった。ループレヒト一世のもとで、ループレヒト一世あての文書とループレヒト二世あての文書は分けて保管されていたようである。ルートヴィヒ三世のもとで、ハイデルベルクの文書庫は史料上しばしば確認される。⁽⁶⁷⁾ 例えば所領分割や遺言に際して、文書庫はプファルツの支配の構成要素として言及されている。文書庫は、自由学芸マギステルのタイトルを持っていたウルリヒ・ツインゲル Ulrich Zingerl によって管理されていたが、彼は既に国王ループレヒトに仕えていた人物であった。

書記局と宮中伯統治の発達をとりわけよく示すのは、台帳 Register と筆写文書集 Kopialbücher の作成である。ループレヒト一世のもとで、一三五〇年代から台帳が運用された。⁽⁶⁸⁾ ループレヒト一世の文書を含むものとしては、現在五つの台帳が伝わっている。そこに含まれている文書のほとんどは宮中伯が発した文書（主に証書）であり、受け入れた文書は例外的である。文書を分類して別々の台帳を作ることにはなされず、一まとめにして年代順に記載された。ほぼ同内容の文書については完全な転写を省略するなどの工夫が見られる他は、あまり細かい技術は見られないが、それでもこのような台帳運用の開始は、書記局の発達を示す一つのメルクマールと言えるであろう。⁽⁶⁹⁾

更に、ループレヒト一世は一三五六年に、重要な特権状をまとめた筆写文書集 Kopialbuch を作らせた。⁽⁷⁰⁾ これは、宮中伯が皇帝、国王等から受領した永続的な効力を有する文書を収めるべきものとして作られ、皇帝ルートヴィヒ四世、カール四世の証書の他、それ以前に出されたプファルツの支配にとって特に重要な証書も筆写・収録された。⁽⁷¹⁾ これとは別に、ループレヒト一世一代の間しか効力を持たない文書を収録する筆写文書集も伝わっており、体裁等から見てもやはり同じ時期にループレヒトの命で作成されたものと思われる。とりわけ、台帳に比べて系統的に整理した記載がなされた筆写文書集は、プファルツ支配における文書の意義の増大とそれに対する宮中伯ループレヒト一世の高い感度を示すものと言えよう。⁽⁷³⁾

国王ループレヒトのもとでも、複数の台帳が作成された。ここでは、帝国（ライヒ）関係の文書とプファルツ関係の文書が区別され、その上で更に使用言語と使用印章による分類がなされた。⁽⁷⁴⁾ すなわち、帝国関係のラテン語証書は、大権印章 *Majestätsiegel* 使用のもの、と秘密印章使用のものに分けられて現在ヴィーンに伝わる台帳に記載され、一方帝国関係のドイツ語証書のうち、大権印章によるものは現在ヴィーンに残る別の台帳に、秘密印章によるものはカールスルーエに伝わる台帳に記載された。プファルツ関係の証書は、やはり言語によって分けられた上で、カールスルーエに残る台帳にまとめられた。その他、国王としてのレーン台帳やその他の台帳も残るほか、国王宮廷裁判所でも台帳が運用されていたがこれは失われた。こうした、帝国関係と領邦関係、使用された言語や印章による証書の分類は、前任国王ヴェンツェルのもとでも、従来のプファルツ書記局でも見られないものであり、前述の書記局長ラバン・フォン・ヘルムシュタットのイニシアティブによるものと推測されている。⁽⁷⁵⁾

ルートヴィヒ三世の書記局からは、三つの台帳が伝わる。⁽⁷⁶⁾ そのうち一つは上プファルツ *Oberpfalz* のための特別台帳である。⁽⁷⁷⁾ 現在カールスルーエの文書館に伝わる二つの台帳は、宮中伯が関係した質入れなどの証書を含んでいる。そのうち一つは索引 *Index* も備えており、検索が容易になっている。⁽⁷⁸⁾ 現在ヴァティカンに伝わる役職台帳 *Amtsbuch* は、宮中伯が出した文書と受け取った文書の両方を記載している。⁽⁷⁹⁾ 既にループレヒト一世のもとでおそらくそうであったように、また中世後期の多くのドイツ領邦の書記局と同様、ルートヴィヒ三世のもとでも、永続的な効力を有する文書と一時的な効力しか有しない文書は、別々の台帳に記載された。⁽⁸⁰⁾ 前述のカールスルーエの二つの台帳は、いずれも後者のタイプで、ルートヴィヒ三世一代限りの効力しか持たない文書を収めている。この二つの台帳への記載は、印章と同様の証明力を持つとされた。⁽⁸¹⁾ ところが、台帳への記載は文書の清書 *Renschrift* ではなく、まず文案 *Konzept* の写しに基づいてなされており、後から清書によって修正された形跡が数多く残っている。台帳は当座は議事録 *Protokoll* の様に

扱われ、現在残る形にとじられたのは、ルートヴィヒ三世死後のことと考えられる⁽⁸⁷⁾。レーン台帳は、現在残る形にまとめられたのはやはりルートヴィヒ三世の死後だが、彼の生前に運用されており、彼のもとでのレーン授受の記録を含んでいる⁽⁸⁸⁾。ルートヴィヒ三世のもとで、レーン証書やブルクフリーデ証書の作成には、統一的な書式が用いられた⁽⁸⁹⁾。その他にも、三つの台帳断片が知られる⁽⁹⁰⁾。

このように、一四世紀から一五世紀にかけて、君主の活動と領邦統治における文書の意義の増大を背景として、ライン宮中伯の書記局とそこの文書作成・保管・整理は着実な発展を遂げていった。もともと、書記局が中世後期の大半を通じて全体としての宮廷の枠内に組み込まれていたことを考えれば⁽⁹¹⁾、そこの制度化・官庁化の進展を過大に評価しないよう、注意が必要であろう。書記局は、人的に以下で述べる顧問とも大きく重なり合っており、その点でも、人員と権限を明確に画された官庁のごときものを想定するのは妥当でないのである。

(c) 顧問

中世後期ドイツの君主統治における顧問 *Ratgeber* の存在は、その政治的重要性にもかかわらず、書記局と比べて制度的輪郭の著しく不明瞭なものであった⁽⁹²⁾。中世後期ライン宮中伯の顧問については、書記局研究の枠内であわせて研究されてきている⁽⁹³⁾。ここでは、先行研究によりつつ、ルートヴィヒ三世期までの顧問について、どのような人物が現れるかを見ておこう。

一三世紀後半には、ルートヴィヒ二世と下バイエルン公ハインリヒの兄弟の対立などに際して、特定の側近が、委員、仲裁人、保証人などとして繰り返し登場するが、彼らはほとんどバイエルン出身の家人と貴族であった⁽⁹⁴⁾。ルードルフ一世とその弟ルートヴィヒのもとでも、一定の範囲の顧問が、所領分割などの際に仲裁人や保証人として現れるが、やは

りほとんどバイエルン出身であった。⁽⁹⁰⁾

一三三〇年頃からルードルフ二世とループレヒト一世のもとでも、顧問が登場する⁽⁹¹⁾。しかし、具体的に誰が顧問であるかを確認し、顧問グループの範囲を決めるのは、容易ではない。仲裁人として登場することや、裁判と所領分割に関与することなど、顧問に特徴的な活動を行っていることから、顧問としての地位を類推することが考えられるが、完全に確実とは言えないであろう。それでも、留保付きでそのような類推を行った結果、ヨアヒム・シュピーゲルは、そうした活動でしばしば姿を見せるループレヒト一世の顧問として、カッツェンエルンボーゲン Katzenlbogen 伯 (ディーター、エーバーハルト、ヨハン、ヴィルヘルム)、エーバーシュタイン Eberstein 伯 (ヴィルヘルム一世、二世、ヴォルフ)、フェルデンツ Veldenz 伯 (ハインリヒ)、ライニンゲン Leiningen 伯 (エミッヒ、フリードリヒ)、ナッサウ Nassau 伯 (ゲアラッハ一世、ヨハン一世、二世)、シュボンハイム Sponheim 伯 (フィリップ、ハインリヒ、ヨハン三世、四世、ヴァルラム)、キルベルクのヴィルトグラーフ Wildgraf von Kirberg (フリードリヒ、ゲアハルト) といった中ライン地方の多くの伯たちや、エッティンゲン Oettingen 伯 ルートヴィヒ (大)、ヴェルテンベルク Württemberg 伯 ウルリヒ三世といったシュヴァーベン北部の伯たち、およびフィリップ・フォン・ボランデン Philipp von Bolanden、ハインリヒ・フォン・フレッケンシュタイン Heinrich von Fleckenstein、ゲアラッハ・フォン・ホーエンローエ Gerlach von Hohenlohe といった中ライン、エルザス、シュヴァーベンのフライヘル級の貴族たちをあげている。また下級貴族としては、ベルヒェンダール Belchental (ハインリヒ、ヨハン)、ケメラ (ダルベルク) Kämmerer von Dalberg (フリードリヒ)、クネーベル (フォン・カッツェンエルンボーゲン) Knebel von Katzenlbogen (コンラート、タム、ディーター、ヴェルナー)、エアリッヒハイム Erligheim (アルブレヒト、ハインリヒ、ヘンネル Hennel、ハインリヒ・ホルンバッハ Heinrich Hornbach)、フェニンゲン Vennigen (ハンス、ジークフリート (大))、ハントシュースハイ

ム Handschutsheim (ティーター、ハインリヒ)、ヘルムシュタット Helmstadt (ラバン、ヴィプレヒト Wiprecht)、ヒルシホルン Hirschorn (エンゲルハルト)、ラントシャート Landschad (ブリッカー Bicker、コンラート)、シュタイン Stein (デアハルト)、ジッキンゲン Sickingen (ラインハルト) といったブファルツと関係の深い家門の出身者の他、Wilhelm von Manderscheid, Eberhard der Mistelbeck, Nikolaus von Wiesbaden, Kuno von Reiffenberg, Johann von Reiffenberg, Konrad von Rosenberg などが割り出されてくる。これら下級貴族たちの多くは、前述したように宮廷長、財庫長といった宮廷の役職や、後述するようなヴィッツトゥーム Vitztum、フォークト Vogt、ブルクグラーフ Burggraf、地方書記 Landschreiber といった地方の役職を帯びていた。⁽⁹³⁾

ループレヒト二世に仕えた側近としては、一三九八年の彼の遺言に登場する者たちが特に重要であろう。ヴィプレヒト・フォン・ヘルムシュタット Wiprecht von Helmstadt、ヨハン・ケメラー・フォン・ダルベルク Johann Kämmerer von Dalberg、タム・クネーベル Thann Knebel (オッペンハイム Oppenheim のシュルトハイス Schultheiß)、ティーター・フォン・ハントシユースハイム Dieter von Handschutsheim の四人が、遺言者の息子ループレヒト三世とともに遺言執行人に指名されており、更にラバン・フォン・ヘルムシュタット Raban von Helmstadt、ルードルフ・フォン・ツアイスカム Rudolf von Zeiskam が別に任務を委託されている。⁽⁹⁴⁾ すべて中ライン地方の下級貴族家門の出身であるが、彼らのうち、ダルベルクとツアイスカム以外の四人は、前述のループレヒト一世時代の顧問として既に登場しており、またハントシユースハイム以外の五人は後述のように、次の国王ループレヒトのもとでも、中心的な顧問として登場するのである。

国王ループレヒト時代の顧問に関しては、ペーター・モラーフの立ち入った研究があるので、以下これに拠りつつ顧問の顔ぶれと顧問集団全体の構成を確認しよう。モラーフは、顧問として、七六人の俗人と三一人の聖職者をあげて

いる。⁽⁹⁵⁾ 彼は俗人顧問を、プファルツの領邦的伝統に属する者とそうでない者に分類するが、前者には四七人が属する。この四七人をモーラフは更に、君主と最も緊密な関係にある者、しばしば君主の周囲に登場するが関係がそれほど密でない者、ほとんど一回程度しか顧問として登場しない者、に三分するが、人数はそれぞれ八、一九、二〇人となる。⁽⁹⁶⁾

第一グループに属するのは、ライニンゲン伯エミッヒ六世、ルードルフ・フォン・ツァイスカム、タム・クネーベル、ハンス（五世）・フォン・ヒルシュホルン、ヨハン（二〇世）・ケメラ・フォン・ダルベルク、ヴィプレヒト（大）・フォン・ヘルムシュタット、シュヴァルツ・ラインハルト・フォン・ジッキンゲン Schwarz Reinhard von Sickingen、ヘルマン・フォン・ローデンシュタイン Hermann von Rodenstein である。このうち前四者は、上述したように宮廷役職の保持者であり、またヴィプレヒトは書記局長ラバンの父であった。このうちおそらく最も重要な顧問は、ハンス・フォン・ヒルシュホルンであったが、この家系は、宮廷役職の項でも登場したように、プファルツと密接な関係を持ち続けた下級貴族であるとともに、豊富な所領と多くの封臣、ルートヴィヒ四世時代以来の王権との直接的関係などで他の下級貴族家門から傑出した存在でもあった。このような出自をも背景に、ハンスはとりわけ他の宮廷との外交において、著しい足跡を史料に残している。⁽⁹⁷⁾ ライニンゲン伯以外、この君主と最も密接なグループはすべて下級貴族で占められており、この階層の重要性は明らかである。しかし同時に、ライニンゲン伯という、代々のドイツ王権とも直接関係を持ち、みずから中ライン地方で小規模な領邦支配を建設しつつあった中級貴族が、このカテゴリーで姿を見せることは、プファルツ支配のヘゲモニー的性格を反映するものとも言える。⁽⁹⁸⁾

第二グループに属する顧問としては、ヘルムシュタット（ハンス、ヴィプレヒト（小））、ヒルシュホルン（エーバーハルト）、ジッキンゲン（ハンマン Hamman、ラインハルト（小）、エーバーハルト）といった第一グループと同一家門の出身者、アルブレヒト・フォン・ベルヴァンゲン Albrecht von Berwangen、フリードリヒ・フォン・ハウベン

Friedrich von Hauben、ハインリヒ・フォン・ハウベン、データー・フォン・ハントシユースハイム、ジーモン・フォン・タールハイム Simon von Thalheim といった宮廷役職保持者とその一族、その他ラントシャート・フォン・シュタイナツハ Landshad von Steinach (クンツィー〇世、ウルリヒ)、ハンス(大)・フォン・フェニンゲン Hans der Ältere von Venningen、エーバーハルト・フォン・メンツィンゲン Eberhard von Menzingen といったライン地方の下級貴族があげられるのに対して、より大きな支配を背景とする中級貴族としてはラインンゲン伯フリードリヒ八世とエーバーハルト一〇世・シェンク・フォン・エアバッハを見るのみである。なお、上プファルツ関係者として、アルトマン・ケムナーター・アウフ・ルッツマンシュタイン Altmann Kennater auf Lutzmannstein とコンラート・カストナー Konrad Kastner がこの集団に属する。これら第二グループは、帝国政治よりも、多くは領邦レベルの政治の場で活動した。⁽⁹⁶⁾

第三グループに数えられるのは、Werner von Albig, Eberhard Erlenhaupt von Saulheim, Simon Grans von Rheinberg, Hamman Schultzeiß von Weinheim, Raban von Helmstadt, Gerlach Knebel von Katzenelnbogen, Otto Knebel von Katzenelnbogen, Werner Knebel von Katzenelnbogen, Kunz Mönch von Rosenberg, Eberhard von Neipperg, Siegfried I. von Oberstein in Gundheim, Gerhard von Odenbach gen. von Kropsburg, Reinhard von Remchingen, Ulrich Salzkern, Konrad von Stein, Wilhelm von Wadeck, Henne I. von Werberg, Hennel Wisskreis von Lindenfels であり、ほぼすべてライン地方のプファルツ勢力圏出身の下級貴族である。⁽⁹⁷⁾

全体として、これらプファルツ関係の顧問達のレベルでは、ループレヒトの国王在位をはさんだ前後で、連続性が顕著であり、これら顧問たち、とりわけ多くの重要な顧問を出したヒルシュホルン、ヘルムシュタット、ジッキンゲン、ラントシャート・フォン・シュタイナツハ、クネーベルといった家門の出身者たちは、プファルツ領邦内および影響圏内の下級貴族の利害を代弁したのであった。⁽⁹⁸⁾

プファルツの領邦的伝統に属さない顧問は、以上の領邦的顧問と比べて、出身地・身分・活動頻度などの点で、きわめてバラエティに富んで⁽¹⁰⁾いる。カラーラ家のフランチェスコ二世 Franz II. von Carrara、ジョヴァンニ・アリプランドイ Giovanni Aliprandi のようなイタリア人から、ニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒ六世、バイエルン・インゴルシュタット公シユテファン三世およびルートヴィヒ七世のような諸侯クラスの人物たち、シユヴァルツブルク伯ギュンター、エッティンゲン伯フリードリヒ、エンゲルハルト・フォン・ヴァインスベルク Engelhard von Weinsberg、ヴェルトハイム伯ヨハン Johann von Wertheim (前二者は宮廷長、後二者は国王宮廷裁判官のタイトルを帯びた) といった宮廷役職の保持者たちの他、上プファルツ・フランケン東部・バイエルン北部のヴィッテルスバッハ家勢力圏から、Heinrich Nothart von Wernberg, Diether der Jüngere Stauf zu Ehrenfels auf Heimbhof, Ulrich Stauf zu Ehrenfels, Hadmar IV. von Laber, Hans Gewolf von Degenberg auf Weißenstein, Konrad II. von Freyberg auf Hohenaschau, Hartung IV. von Egloffstein, Hans von Mittelburg といったほとんどが下級貴族家系出身の顧問たちがこの集団に属する。これら下級貴族顧問も上プファルツなどにおけるヴィッテルスバッハ家との関係から、国王の周囲に登場してきたのであった。一方、同じくこの地方に根拠地を持つロイヒテンベルクのラントグラーフ・ヨハン一世 Landgraf Johann I. von Leuchtenberg は、既にルクセンブルク家の国王たちと密接な関係を有した家門に属していた⁽¹¹⁾。この他、フランケンの下級貴族として Ludwig von Hutten, Hans Truchsess von Baldersheim、シユヴァーベン⁽¹²⁾の家門からの顧問として Friedrich II. Schenk von Limpurg、中ライン出身者としてナッサウ・ザールブリュッケン伯フィリップ一世、フェルデンツ伯フリードリヒ三世、ザイン伯ゲアハルト一世、Philipp III. von Falkenstein-Münzenberg, Konrad Beyer von Boppard があげられる。このうち中ライン出身者においては、プファルツとマインツ大司教およびトリアー大司教との関係が彼らの顧問としての活動にも決定的な影響を及ぼした。上ライン・シユヴァーベン南部

出身の顧問としては、エーバーシュタイン伯ザイルヘルム三世¹⁰⁶ Johann III. von Zimmern, Johann II. Truchsess von Waldburg がいる。

これら顧問たちを、プファルツ領邦と関係した顧問達同様の基準で三つに分類すると、第一グループに属するのは、シュヴァルツブルク伯ギュンター、エッティンゲン伯フリードリヒ、エンゲルハルト・フォン・ヴァインスベルクであり、第二グループとしてはフリードリヒ・シェンク・フォン・リンブルク Friedrich Schenk von Limpurg¹⁰⁷、ヴェルトハイム伯ヨハン、ハルトウング・フォン・エグロフシュタイン Hartung von Egloffstein¹⁰⁸、ロイヒテンベルクのランツグラーフ・ヨハンがあげられ、あとはすべて第三グループと見なされうる。

プファルツの領邦的伝統と関係した顧問たちとの比較では、これらプファルツ外の顧問たちの影響力はより限られており、また身分的に前者が基本的に下級貴族で占められていたのに対して、後者で最も重要な顧問たちは多く伯やフライヘルなどの中級貴族の出であった。両者はこうした形で身分的に「住み分けて」いたのであった。⁽¹⁰⁹⁾ また後者で最も重要な顧問たちは、既に以前からドイツ王権と深い関係を持っていた家門から出ていた。ここには、王家の交代を貫く中世後期ドイツ王権の国王的伝統を見ることが出来るわけである。⁽¹¹⁰⁾

サヴォーナ Savona 司教ヨハン・グリマルディ Johann Grimaldi¹¹¹、アントニウス・デ・ネルリス Antonius de Neris という二人のイタリア人を除く聖職者顧問をモラーフは、書記局の書記局長と上級書記、ハイデルベルク大学およびヴェルツブルク大学の教授たち、その他の宮廷に近い聖職者たちという、やはり三つのグループに分類している。⁽¹¹²⁾

第一グループで、やはり俗人顧問同様に重要度で三段階に区分した場合の、最重要集団には、書記局長ラバン・フォン・ヘルムシュタット、上級書記ヨハネス・サルトリウス・フォン・ヴァインハイム、ヨブ・フェーナー、ウルリヒ・フォン・アルベック、ヨハネス・キルヒエンが、中位集団にはマティアス・フォルツ・フォン・ゾーベルンハイム、ニコラ

ウス・ブーマン、エグロルフ・フォン・クネリンドン、最も重要度の低い集団には上級書記フリードリヒ・シャイファルト・フォン・メローデ、アルベルト・フライシユマン・フォン・エッゴルスハイムが属する。前述のようにこのうちラバンは大学での勉強経験があり、ヨブ、ウルリヒ、エグロルフ、フリードリヒ・シャイファルトは法学の学位を持っていた。出身地の点では、プファルツの影響圏の外から来たものが多かった。⁽¹⁰⁾

第二グループで最も重要な顧問としては、神学者マテウス・フォン・クラカウ Mathäus von Krakau、法学者ニコラウス・ブルクマン Nikolaus Burgmann がおり、中位の重要性を示した顧問としては神学者コンラート・フォン・ゾルtau Konrad von Soltau、神学者ニコラウス・プロヴィン Nikolaus Prowin、神学者コンラート・コーラー・フォン・ゾースト Konrad Coler von Soest が、最も重要度の低い顧問としては神学者 Heilmann Wunneberg von Worms、教会法学者 Johann van der Noyt aus Bruessel、神学者 Nikolaus Magni von Jauer、教会法学者 Nikolaus Petri von Bettenberg、神学者 Johann Lagenator von Dieburg があげられる。これらの学者たちは出身地の点ではきわめて広い範囲にわたっていたが、他方でとりわけハイデルベルク大学というプファルツの大学を通じてプファルツ領邦と深くかわっていたのであった。⁽¹¹⁾

第三グループはもっともばらつきが大きいが、これには最も重要度の高い顧問としてヨハン・フォン・ヴァレンロート Johann von Wallenrod (リガ大司教)、コンラート七世・フォン・エグロフシユタイン Konrad VII. von Egloffstein (ドイツ騎士修道会ドイツ地区長 Deuschmeister) が属し、最も重要度の低い顧問としては Johann von Egloffstein (ヴュルツブルク司教)、Otto von Milz (ヴュルツブルクの Domdekan), ヴュルツブルクの教会法学者 Johannes Ambundii de Swan, Albrecht IV. von Oetisheim (マウルブロン Maulbronn 修道院長), Tilman von Schmallenberg (ケルンの St. Marien ad gradus の Dekan), Volmar Sack (フェルデン Verden 司教区の Archidiakon、教会法の licentiat),

Hamman(Amandus) zu Rhein(ヨハネ騎士修道会のドイツ地区長 Deutscher Großprior)が属する。このうちヨハン・フォン・ヴァレンロート、コンラート・フォン・エグロフシュタイン、ヨハン・フォン・エグロフシュタインはフランケン出身で、この地方とドイツ王権との継続的關係を示すものである。⁽¹⁰⁾

これら聖職者顧問は、宮廷における活動では、最も重要な顧問の人数が示すように、俗人顧問とほぼ拮抗しており、特に他国や他の宮廷との関係では彼らの働きが必要とされた。また彼らの中ではとりわけ法学者が重要であったが、それまでのプファルツ宮廷にも、またそれ以前のドイツ国王宮廷にも、これほどの数の法学者が活動していたことはなく、国王ループレヒト治世の特徴を示している。また聖職者顧問においては非領邦要素が優越していたことも明らかである。これら聖職者顧問は、国王ループレヒト死後も、なおプファルツ宮廷とのつながりを保ったのであった。⁽¹¹⁾

ルートヴィヒ二世のもとでの顧問としては、彼の二人の弟(Pfalzgraf Otto von Mosbach, Pfalzgraf Stephan von Zweibrücken)の他、伯やフライヘルなどの中級貴族では、中ライン地方のライニンゲン伯(エミッヒ六世、フリードリヒ八世、ヘッソ、ミヒエル)、カッツェンエルンボーゲン伯(ヨハン、フィリップ)、ナッサウ伯(フィリップ)、エーバーシュタイン伯(ベルンハルト一世、ヴィルヘルム三世)、フェルデンツ伯(フリードリヒ二世)、キルブルクのヴィルトグラーフ(フリードリヒ、ヨハン三世)、ザイン伯(デアハルト)、ヴェルトハイム伯(イエルグ、ヨハン(大)、ミヒエル一世)、エアバッハ(エーバーハルト一〇世、ハンス・コンラート)、イーゼンブルク Isenburg(ゼルティン Selin、フィリップ)、エルザスおよび帝国西部境界のザールブリュッケン伯(フィリップ一世)、リュッツェルシュタイン Lützelstein 伯(ブルクハルト Burchart)、ラポルトシュタイン Rappolstein (スプスメン Smassman)、フィンスターン Vinstingen (ハインリヒ二世、フーゲルマン Hugelmann 四世)、シュヴァーベンおよびフランケンのエッティンゲン伯(フリードリヒ三世)、ツォレルン Zollern 伯(アイテルフリッツ Eitel Fritz)、ホーエンローエ(アルブレ

ヒト)、リンブルク(フリードリヒ)、ヴァインスベルク(エンゲルハルト、コンラート八世)、中東ドイツのロイス・フォン・プラウエン Reuss von Plauen (Herr zu Gera) (ハインリヒ)、その他 Hadrar (V) Herr zu Laber, Graf Johann von Sahren があげられる。国王ループレヒト時代におけるプファルツ領邦支配の拡大をも反映して、地理的に広い範囲にわたっているが、このうち比較的多く顧問として登場するのは、ヴィルトグラーフ・ヨハン三世、エーバーシュタイン伯ベルンハルト一世、コンラート・シェンク・フォン・エアバッハ、ラインゲン伯エミツヒ六世、ラインゲン伯フリードリヒ八世、フリードリヒ・シェンク・フォン・リンブルク、エンゲルハルト・フォン・ヴァインスベルク、コンラート八世・フォン・ヴァインスベルクなどである。⁽¹¹⁾ 当時におけるプファルツの影響圏の中核を反映するものと言えるであろう。

下級貴族家系に属する俗人としては、フレッケンシュタイン Fleckenstein (フリードリヒ、ハインリヒ(大)、ハインリヒ(小))、オクセンシュタイン Ochsenstein (ヨハン)、ラートザムスハウゼン Rathsamhausen (エゲノルフ Egenolf、ゲレヒェンス Gerechens、リュッテルマン Lüttelmann) とったエルザスの家系や、レンゲンフェルト Lengelfeld (コンラート)、ローゼンベルク Rosenberg (コンラート六世、コンラート九世) などの上プファルツの家系の名が見える他、特にバイヤー・フォン・ボッパルト Bayer von Boppard (ハインリヒ、コンラート)、ケメラ・フォン・ダルベルク(データー、ヨハン一〇世)、ハントシュースハイム(ハルトマン、ハインリヒ)、ヘルムシュタット(ハンス、ラバン、ヴィルヘルム、ヴィブレヒト二世、ヴィブレヒト四世、ヴィブレヒト五世(オッペンハイムのシュルトハイス)、ヴィブレヒト(マルシャル))、ヒルシュホルン(エーバーハルト二世、ハンス五世、ハンス六世、フィリップ)、クネーベル(タム(小)、ヴィルヘルム)、ラントシャート・フォン・シュタイナッハ(データー、タンツ、ハンス)、ローデンシュタイン Rodenstein (コンラート、ヘルマン二世、ヘルマン四世)、ジッキンゲン(エーバーハ

ルト、ハンマン、ハンス、ハイシリヒ、ラインハルト、シュヴァルツ・ラインハルト、スヴィツカー、フェニンゲン（アルブレヒト、ハンス（大）、ハンス（小）、ハンス（マルシャル）、ハンス（ハイデルベルクのフォークト、宮廷長）、ハンス（ノイシュタットのヴァイツトゥーム）、ハンス（シュタインスベルク Steinsberg のフォークト）、ジークフリート）といった中ライン、とりわけクライヒガウの下級貴族家系が多くの顧問を出している。他に下級貴族出自の俗人顧問として、ブレーデンシュタインは、Werner von Albig, Albrecht Beger von Geisolsheim, Altmann Bettendorffer (von Bettendorf), Ulrich Bettendorffer, Johann von Bienenstein, Konrad Bock von Erffenstein (Haushofmeister zu Heidelberg), Hermann Boos von Waldeck der Junge, Johann VI. und Johann VII. Boos von Waldeck, Henne von Breydenbrom, Wilhelm von Braubach (genannt von Angelach), Enich von Burneze, Jeronimus de Canali (Hieronymus da Canale), Hans von Degenberg, Albrecht von Egloffstein, Hartung (IV.) von Egloffstein, Erensauwe, Hans von Erlickeim [Erligheim], Konrad von Erlickeim [Erligheim], Wilhelm von Falkenstein (Vogt zu Ortenberg), Philipp Flach von Schwarzenberg, Heinrich von Flegstein, Friedrich von Flörshaim, Albrecht Freudenberger, Heinrich von Gertringen, Raban Giener, Friedrich von Hauben (Fridericus de Mitra), Heinrich von Hauben, Friedrich von Hattstatt, Hermann Hirte von Sauwelheim, Wyrich von Homburg, Konrad von Hutten, Eberhard von Ingelheim, Philipp von Ingelheim, Dieter Stephan von Inselthaim, Konrad von der Kapellen (Haushofmeister zu Heidelberg), Dieter Kolb von Bopard, Bernhard Kreis von Lindenfels, Otman von Landsberg, Konrad von Lengenfeld, Johann von Löwenstein der Junge, Eberhard von Menzingen, Hans Mönch von Rosenberg, Ruprecht Mönch von Rosenberg, Michael Mospach, Burckhard von Muhlheim, Eberhard von Neipperg, Heinrich Nothafft von Wernberg der Ältere, Hans von Parsberg, Dieter (Dieterl) Rammung, Wilhelm von Rechberg, Hans von Riecheim (gen. Marschall), Eberhard von Riedern, Arnold

Schlieder von Lachen (Küchenmeister), Walrab von Sponheim, Johann von Stein, Siegfried (Syfried) von Stein bzw. von Oberstein, Wolf von Stein zum Klingenstein, Peter von Stetemberg (Stetemberger), Johann Sturmfeder, Bernold von Talheim der Alte, Friedrich von Thann, Walther von Thann, Eberhard Vetzner von Geispolsheim, Gilbrecht Wais von Fauerbach, Dietrich von Wasselnheim, Henne Werberg von Lindenfels, Johann von Wingarten, Werner Winter von Alzey, Hans Winterpecher, Heinrich Wolf von Sponheim をあげて⁽²¹⁾。

ルートヴィヒ三世は、一四二六年に聖地巡礼を前にして、留守中の摂政をつとめる弟オットー Otto von Pfalz-Mosbach の補佐役として、顧問会議を設置したが、そこには上述の俗人顧問のうち、ナッサウ伯フィリップ、ライニンゲン伯エミッヒ、カッツエンエルンボーゲン伯ヨハン、エーバーシュタイン伯ベルンハルト、ヴェルトハイム伯イエルグ、アルブレヒト・フォン・ホーエンローエ、コンラート・フォン・ヴァインスベルク、ハンス・フォン・ヒルシュホルン、ラインハルト・フォン・ジッキンゲン、タム・クネーベル、エーバーハルト・ヴェッツナー・フォン・ガイスボルスハイム Eberhard Vetzner von Geispolsheim、ヨハン・フォン・レーヴェンシュタイン Johann von Löwenstein、ヴェルナー・ヴィンター・フォン・アルツアイ Werner Winther von Alzey、エーバーハルト・フォン・ナイペルグ Eberhard von Neiberg、ハンス・フォン・フェニンゲン、アルノルト・シュリーダー・フォン・ラッヘン Arnold Schlieder von Lachen が属していた⁽²²⁾。一四三五年には、ルートヴィヒ三世が病氣により統治能力を失うという状況の中で、妃メヒティルトと弟オットーらが、プファルツの統治について定めているが、その際彼らと行動をとともにした貴族たちには、上記の俗人顧問のうち、ライニンゲン伯エミッヒ、カッツエンエルンボーゲン伯フィリップ、ヴェルトハイム伯ミヒエル、エーバーシュタイン伯ベルンハルト、ライニンゲン伯ヘッソ、ヴィルトグラーフ・ヨハン、ハンス・フォン・ジッキンゲン、エーバーハルト・フォン・ナイペルグ、ベルンハルト・クライスフォン・リンデンフェ

ルス Bernhard Kreis von Lindenfels⁶、ヴェルナー・ヴァンターフォン・アルツアイ、スヴィツカー・フォン・ジツキ
ンゲン、フリードリヒ・フォン・フレルスハイム Friedrich von Flörsheim⁷、ヴィブレヒト・フォン・ヘルムシュタット、
エーバーハルト・フォン・リーデルン Eberhard von Riedern⁸、ジークフリート・フォン・フェニンゲン、ヘンネ・ヴェ
ルベルク・フォン・リンデンフェルス Henne Werberg von Lindenfels⁹、ディーター・ケメラー・フォン・ダルベルク、
ハインリヒ・フォン・フレグシュタイン Heinrich von Flegstein¹⁰、フィリップ・フォン・ヒルシュホルン、ハンス・フォ
ン・フェニンゲン、ハルトマン・フォン・ハントシュースハイム、コンラート・フォン・レンゲンフェルト Konrad
von Lengenfeld¹¹、ハンス・ラントシャート・フォン・シュタイナッハが含まれていた⁽¹⁴⁾。事案の性格から言って、彼らが
特に重要な顧問と見なされていたと思われる。

聖職者顧問としては、ウルリヒ・フォン・アルベック (フェルデン司教)、フリードリヒ・フォン・ドームネック
Friedrich von Donneck (ヴォルムス司教)、ヨハン・フォン・フレッケンシュタイン Johann von Fleckenstein (ヴォ
ルムス司教)、ラバン・フォン・ヘルムシュタット (シュパイアー司教、後にトリリア大司教)、エーバーハルト・
フォン・ザインスハイム Eberhard von Seinsheim (ドイツ騎士修道会ドイツ地区長 Deutschmeister)、ムールバッハ
Murbach 修道院長 ヴァイルヘルム、Ludwig von Ast, Nikolaus (Petri) von Bettenberg (教会法博士 Doctor decretorum)、
Gerhard Brant de Davantria, Johannes von Frankfurt (Lagenator de Dieburg), Heinrich von Gulpen, Bartholomäus
von Herckenrode von St.Trond, Heinrich von Hohenberg, Johannes Kirchen (Kirchheim) der Ältere, Johannes Kirchen
(Kirchheim) der Jüngere, Konrad Coler von Soest, Heyso Krauwel von Dransfeld, Ludwig von Maastricht (Ludwig von
dem Busche), Johannes de Noet, Johannes Risen, Winand von Steeg, Otto von Stein (教会法博士), Peter von Stein (同
法博士 Doctor utriusque iuris, 上級書記), Dietmar Treysa von Fritzlar, Job Vener, Reinbold Vener, Wilhelm Pfarrer

zu Heidelberg, Johannes Sartoris (von) Weinheim⁽¹⁵⁾があげられる。このうち、上述のように、ルートヴィヒ・フォン・アストは一四三〇年代のルートヴィヒ三世治世末期に書記局長のタイトルを帯びており、またペーター・フォン・シュタインとヨハネス・サルトリウス・フォン・ヴァインハイムは上級書記のタイトルを帯びている。

これら聖職者顧問のうち、上述の一四二六年の顧問会議に入っているのは、シュパイアー司教ラバン・フォン・ヘルムシュタット、エーバーハルト・フォン・ザインスハイムであり、一四三五年の決定に加わっているのは、ヴォルムス司教フリードリヒである⁽¹⁶⁾。

彼らの中には、ヨブ・フェーナーをはじめ、ウルリヒ・フォン・アルベック、ルートヴィヒ・フォン・アスト、Nikolaus von Bettenberg, Heinrich von Gulpen, Bartholomäus von Herckenrode von St.Trond, Johannes Kirchen der Jüngere, Heyso Krauwel von Dransfeld, Ludwig von Maastricht, Johannes de Noet, Johannes Risen, Winand von Steeg, Otto von Stein, Peter von Stein, Dietmar Treysa von Fritzlar, Reinbold Vener[†]など多くの学識法曹がいる。

一方、Gernard Brant de Davantria, Johannes von Frankfurt, Heinrich von Hohenberg, Konrad Coler von Soest[†]神学の学位を持っていた。彼らのうち、ルートヴィヒ・フォン・アスト、Nikolaus von Bettenberg, Gerhard Brant de Davantria, Johannes von Frankfurt, Heinrich von Gulpen, Bartholomäus von Herckenrode von St.Trond, Heinrich von Hohenberg, Johannes Kirchen der Jüngere, Konrad Coler von Soest, Heyso Krauwel von Dransfeld, Ludwig von Maastricht, Johannes de Noet, Johannes Risen, Winand von Steeg, Otto von Stein, Peter von Stein, Dietmar Treysa von Fritzlar, ヨブ・フェーナー、Reinbold Venerは、勉学・学位取得・教育など、ハイデルベルク大学と関係を持っていた。

また、彼らのうち、ウルリヒ・フォン・アルベック、ラバン・フォン・ヘルムシュタット、Nikolaus von

Bettenberg, Konrad Coler von Soest, Johannes de Noet, ヱハネス・サルトリウス・フォン・ヴァインハイムは、前述のように既に国王ループレヒトに仕えていた。また、これも既に触れたように、Johannes Kirchen der Ältereは、ヴェンツェル、ループレヒト、ジグスムントの三代の宮廷（裁判所）書記局で活動した。

これら顧問の中からは、各地のヴィットゥームなど重要な地方行政の役職に任命される例がしばしば見られる⁽¹⁷⁾。

また、ルートヴィヒ・フォン・アストは、一四三六年から一四三七年にかけて一時マインツ大司教ディートリヒ・フォン・エアバッハ Dietrich von Ertbach の書記局でやはり書記局長として活動した後、プファルツへの奉仕に復帰してルートヴィヒ四世のもとで書記局長のタイトルを帯びた。この行動には、一四三五年のオットー・フォン・プファルツ・モスバッハ Otto von Pfalz-Mosbach による病身のルートヴィヒ三世からの支配権奪取と翌年のルートヴィヒ三世の死が関係しているものと推測される。プファルツとマインツ大司教は中ライン地方における領邦政治的ライヴァルであったが、ルートヴィヒ・フォン・アストは、トリリア大司教位をめぐる紛争の仲裁などを通じて大司教ディートリヒなどマインツ側にもその人物をよく知られていたものと思われる⁽¹⁸⁾。彼のケースは、とりわけ法学などの学位保持者があちこちの宮廷で活動する余地を持っていたことを示すものとして興味深い。

このように、中世後期プファルツにおける顧問は、その制度化の程度の低さを反映して、きわめて多彩な構成を示した。一方で、ライン宮中伯が帝国国制と中ライン・上ライン地方などで有した高い地位を背景として、司教やグラーフ・ヘルが宮中伯と密接な顧問として登場するとともに、他方でライン地方のプファルツと関係の深い下級貴族家門の出身者、とりわけヒルシュホルン、ヘルムシュタット、エルリグハイム、ラントシャート・フォン・シユタイナッハ、ジツキンゲン、フェニンゲンなどのクライヒガウ Kraichgau の諸家門のメンバーが、数多く姿を見せた⁽¹⁹⁾。こうしたプファルツの特徴と並んで、学識化の進展という、中世後期ドイツの国王宮廷や多くの領邦宮廷で見られた傾向もまた、宮中

伯の宮廷で顕著に認められたのである。

(d) 宮廷裁判所

領邦君主のもとで行われる裁判は、領邦支配の発達の重要な一分野である。もともと、中世後期ドイツの領邦で中央裁判所の制度化が行われるのは、多くの場合一五世紀もかなり遅くなってからであった。⁽¹²⁰⁾

プファルツでは一四世紀から、宮中伯のもとでレーン裁判などが行われることがあり、また宮中伯やその顧問による仲裁がしばしばなされていた。しかし、こうした裁判活動は、長く制度化されなかった。⁽¹²¹⁾ ループレヒト一世の時代には、宮廷裁判所の存在を示す史料は見あたらない。⁽¹²²⁾ しかし一五世紀に入ると、ルートヴィヒ三世のもとでは、宮中伯の宮廷で行われる裁判や仲裁にしばしば学識法曹が関与した。特に当事者が教会や都市の場合に、そうした例は多く見られた。

このような前史を経てプファルツでは、一四六二年に宮中伯フリードリヒ一世のもとで、宮廷裁判所が最上級裁判所として設立された。母体になったのは、古いレーン裁判所であったと考えられる。フリードリヒ一世は、既にこのときに宮廷裁判所規則を制定したようである。それを手本にして、宮中伯フィリップのもとで、伝存する中では最古の宮廷裁判所規則が一四八〇年ごろに定められた。⁽¹²⁴⁾ それによれば、裁判所は年四回定期的に開かれる。裁判長が訴訟手続を指揮する。実際に判決内容を決定する六人の陪席裁判官のうち、少なくとも二ないし三人は学識法曹であるべきこととされた。それ以外の裁判官は、通常プファルツ宮廷と関係の深いライン地方の下級貴族から出ていた。もともと、実際の裁判では更に多数の陪席裁判官が関与したし、会期以外にも裁判所は開かれ得た。その限りで宮廷裁判所規則と実務との間には差があったわけである。またとりわけ重大なケースでは、顧問や宮廷役職保持者が裁判に加わることもあった。

宮廷裁判所は、プファルツとレーン・保護関係にある貴族のための一審裁判所であるとともに、プファルツ領内の裁

判所からの上訴を受け付ける上訴裁判所として機能した。一方、宮廷裁判所から宮中伯本人への上訴は認められなかった。プファルツの宮廷裁判所には、例えばシュパイアー市やヴィンプフェン市などプファルツ領邦外の当事者が、宮廷での仲裁や調停を求めて事件を持ち込むこともあった。⁽¹²⁵⁾ 宮廷裁判所は、上述の陪席裁判官の構成に関する規定が示すように、既に設立時点から学識法、特にローマ法の影響のもとにあったが、この傾向は時とともにますます強まることとなった。

このような領邦の中央裁判所の設立は、領邦内のさまざまな裁判権を君主のもとに統合し、全体を秩序づけようとする統治者側の意思を示すものであり、その際、ドイツの世俗裁判所の分野ではようやく一五世紀後半になって普及した上訴という仕組みが、重要な手段となった。一四世紀の仲裁において、宮中伯のもとでの裁判管轄が当事者の個別的合意によって基礎付けられたのに対して、一五世紀後半には、特定の制度的管轄を有する下位の諸裁判所が、宮廷裁判所の上訴管轄のもとに位置づけられることとなったのである。

(e) 中央の財務行政⁽¹²⁶⁾

ドイツの諸領邦では、後述のような地方官の会計報告等を管理する宮廷役職は、北西部のエノー（ヘンネガウ）やゲルデルン、および最南部のティロールなどで最も早く、一三世紀末には登場した。一四世紀前半にはクレーフエ、ユリッヒ、ケルン大司教領といった下ラインの領邦でも現れる。一方プファルツでは、同様の展開はそれよりかなり遅れて見られる。⁽¹²⁷⁾

この分野について本格的な整備が進んだのは、宮廷裁判所の場合と同様、やはり一五世紀後半の宮中伯フリードリヒ一世の時代である。⁽¹²⁸⁾ 一四六七年以後、各種の収入は地方のアムトへではなく、直接中央の財務部門に払い込まれること

となった。一四六四年以降、中央における財務責任者として財務長 *Rentmeister* が史料に現れるが、彼が地方からの収入を受け取り、会計報告を聴取し、地方役人を監督し、従来から存在した財庫長 *Kammermeister* とともに決算を行った。一四七二年には会計長 *Rechenmeister* が置かれ、会計書記 *Rechenschreiber* とも書記局の会計室 *Rechenstube* や会計実務にあたった。この部局は、その後近世に会計局 *Rechenkammer* へと発展するのである。

- (1) 中世後期の国王宮廷について、基本的な文献として、Peter MORAW, *Königliche Verwaltung im einzelnen*, in: Kurt G. A. JESERICH u. a. (Hg.), *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 1: Vom Spätmittelalter bis zum Ende des Reiches, Stuttgart 1983, S. 31–53. また、領邦の宮廷諸部門の発達について、Diemar WILLOWIT, *Die Entwicklung und Verwaltung der spätmittelalterlichen Landesherrschaft*, in: Ebenda, S. 66–143, S. 105–118. 基本的な研究案として、Werner PARAVICINI, *Die ritterlich-höfische Kultur des Mittelalters* (Enzyklopädie Deutscher Geschichte, Bd. 32), 3. Aufl., München 2011. 中世後期ドイツの国王・諸侯宮廷に関する近年のモノグラフとして、Christian LACKNER, *Hof und Herrschaft. Rat, Kanzlei und Regierung der österreichischen Herzöge* (1365–1406), (Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung, Ergänzungsbd. 41), Wien/München 2002; Volker HIRSCH, *Der Hof des Basler Bischofs Johannes von Venningen* (1458–1478), *Verwaltung und Kommunikation. Wirtschaftsführung und Konsum*, (Residenzenforschung, Bd. 16), Ostfildern 2004; Andreas BÜHRER, *Der Konstanzener Bischofshof im 14. Jahrhundert. Herrschaftliche, soziale und kommunikative Aspekte*, (Residenzenforschung, Bd. 18), Ostfildern 2005; Irmgard BUESSACK, *Die Hofhaltung der „reichen Herzöge“ von Bayern-Landsut*, (Regensburger Beiträge zur Regionalgeschichte, Bd. 2), Regensburg 2006. 一般向けの概観として、Karl-Heinz SPIESS, *Fürsten und Höfe im Mittelalter*, Darmstadt 2008; Werner Paravicini を中心とするゲッティンゲンのカテゴリーのResidenzen-Kommissionの活動から生まれた論文集として、Werner

Mittelalterliche Fürstenhöfe und ihre Erinnerungskulturen. (Formen der Erinnerung, Bd. 27), Göttingen 2007; Werner RÖSNER/ Carola FEY (Hg.), Fürstenhof und Sakralkultur im Spätmittelalter. (Formen der Erinnerung, Bd. 35), Göttingen 2008; Reinhardt BUTZ u. a. (Hg.), Hof und Theorie. Annäherungen an ein historisches Phänomen. (Norm und Struktur. Studien zum sozialen Wandel in Mittelalter und früher Neuzeit, Bd. 22), Köln u. a. 2004; Reinhard BUTZ, Jan HIRSCHBIEGEL (Hg.), Hof und Macht. Dresdner Gespräche II zur Theorie des Hofes, (Vita curialis. Form und Wandel höfischer Herrschaft, Bd. 1), Berlin 2007; DIES., (Hg.), Informelle Strukturen. Dresdener Gespräche III zur Theorie des Hofes, (Vita curialis. Form und Wandel höfischer Herrschaft, Bd. 2), Berlin 2009; Peter RÜCKERT (Hg.), Der württembergische Hof im 15. Jahrhundert. Beiträge einer Vortragsreihe des Arbeitskreises für Landes- und Ortsgeschichte, Stuttgart, (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe B: Forschungen, Bd. 167), Stuttgart 2006; Gerhard AMMERER u. a. (Hg.), Höfe und Residenzen geistlicher Fürsten. Strukturen, Regionen und Salzburgs Beispiel in Mittelalter und Neuzeit. (Residenzenforschung, Bd. 24), Ostfildern 2010. 以下『図別論文』 Wilhelm JANSEN, Beobachtungen zur Struktur und Finanzierung des kurkölnischen Hofes im späten 14. und frühen 15. Jahrhundert, in: Rhyjoll 69 (2005), S. 104 – 127.

- (2) 中世中期の国王宮廷について、西川洋一「十二世紀ドイツ王権の宮廷——その構造をめぐるいくつかの問題」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世の権力編成と展開』(二〇〇三年 東京大学出版会) 七九—一六頁、服部良久「フリードリヒ一世・バルバロッサの宮廷とコミュニケーション——儀礼・争い・秩序——」『京都大学文学部研究紀要』五〇号(二〇一一年) 二〇—二四頁。

- (3) ライン宮中伯の宮廷について一般的には Birgit STUDDT, Art. Pfalz, in: Werner PARAVICINI (Hg.), Höfe, Teilbd. 1: Dynastien und Höfe (註一), S. 440 – 446; Werner RÖSNER, Hofeiben und Hoforganisation im Wandel. Fürstenhöfe des Spätmittelalters in Konkurrenz und Anpassung, in: W. PARAVICINI u. J. WETTLAUER, Vorbild (註一), S. 157 – 172, S. 159 ff. なお、宮中伯のハイデルベルクの宮廷については、中世後期の間は、宮廷規則の制定がなされた。中世後期ドイツの宮廷規則について、H. KRUSE und W. PARAVICINI (Hg.), aaO. (註一) 以下 Wolfgang Wüst, Hof und Policy. Deutsche Hofordnungen als Medien politisch-kulturellen Normenaustausches vom 15. bis zum 17. Jahrhundert, in: W.

PARAVICINI u. J. WETTLAUER (Hg.), Vorbild (註一), S. 115–134, 参考文献。

- (4) 宮廷役職全般について Kurt ANDERMANN, Art. Hofämter, in: HRG. 2. Aufl., Bd. 2, Berlin, 2012, Sp. 1077 ff. 中世中期の諸侯宮廷における宮廷役職の發達について Werner RÖSENER, Hofämter an mittelalterlichen Fürstenhöfen, in: Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters 45 (1989), S. 485–550, プトマルン以外の領邦の宮廷役職について Wilhelm A. ECKHARDT, Die hessischen Erbhofämter, in: Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte 41 (1991), S. 85–104; Kurt ANDERMANN, Die Hofämter der Bischöfe von Speyer, in: ZGO 140 (1992), S. 127–187; Claus – Peter HASSE, Die welfischen Hofämter und die welfische Ministerialität in Sachsen. Studien zur Sozialgeschichte des 12. und 13. Jahrhunderts, (Historische Studien, Bd. 443), Husum 1995; Werner KUNDERT, Die Erbhofämter des Hochstifts Konstanz in neuerer Zeit, in: ZGO 149 (2001), S. 163–197; Christian LACKNER, a. a. O. (註一), S. 56–114, 中世中期・後期の国王宮廷と中世の宮廷役職について Peter MORAW, Verwaltung, (註一) S. 35 f.; Ernst SCHUBERT, Erz- und Erbämter am hoch- und spätmittelalterlichen Königshof, in: P. MORAW (Hg.), a. a. O. (註一), S. 191–237.

- (5) 職權について Meinrad SCHAAR, Die Festigung der pfälzischen Territorialmacht im 14. Jahrhundert, in: Hans PATZE (Hg.), Der deutsche Territorialstaat im 14. Jahrhundert, Bd. 2, (Vorträge und Forschungen, Bd. 14), Sigmaringen 1971, S. 171–197, S. 190; Ders., Geschichte der Kurpfalz, Bd. 1: Mittelalter, Stuttgart u. a. 1988, S. 118, 近世及び研究について Eberhard KLAFFI, Die kurpfälzischen Erbhofämter. Mit einem Überblick über die bayerischen Erbhofämter unter den wittelsbachischen Herzögen bis zur Trennung der Pfalz von Bayern 1329 (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe B: Forschungen, Bd. 35), Stuttgart 1966.

- (6) S. HOFMANN, Urkundenwesen (註一), S. 41 f.; E. KLAFFI, a. a. O. (註一), S. 39, 57 ff. プトマルンの Truchsess 職自体について S. HOFMANN, Urkundenwesen (註一), S. 73 f.; E. KLAFFI, a. a. O. (註一), S. 80 f.

- (7) S. HOFMANN, Urkundenwesen (註一), S. 112 ff.; A. SPRINKART, Kanzlei (註一), S. 187 ff.; E. KLAFFI, a. a. O. (註一), S. 39 ff., 60 ff., 82 ff.; E. KLAFFI, a. a. O., S. 84 ff. 既述の1150年代から1170年代について Marshal 職がヴァーレンブローフ Wildgraf に授けられたと推定するが、史料上の根拠は確実でない。多くの宮廷で宮廷役職が、特定の宮廷業務遂行との結びつきを失

す Kurt ANDERMANN, Studien zur Geschichte des pfälzischen Niederadels im späten Mittelalter. Eine vergleichende Untersuchung an ausgewählten Beispielen. (Schriftenreihe der Bezirksgruppe Neustadt im Historischen Verein der Pfalz 10). Speyer 1982. S. 129 ff. この家系が Pfälzertum 以外に シュバイアー司教やバイエルンブルク修道院などからローンを得ており、シュバイアー司教に奉仕するところもあった。

(26) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, Urkundenwesen (注15), S. 412 ff.

(30) 中世後期ザインの領邦における書記局の発達について 全般的には Ernst SCHUBERT, Fürstliche Herrschaft und Territorium im späten Mittelalter. (Enzyklopädie Deutscher Geschichte, Bd. 35). München 1996. S. 29 ff., 87; D. WILLOWIT, Entwicklung (注一), S. 106–108. 国王書記局について P. MORAW, Verwaltung (注一), S. 38–41. 一九八〇年代初めの時点での、中世後期のザイン諸領邦およびヨーロッパ各国の書記局の概観及び比較について Gabriel SUAGI (Hg.), Landesherrliche Kanzleien im Spätmittelalter (Münchener Beiträge zur Mediävistik und Renaissance-Forschung, Bd. 35), 2 Teilbd., München 1984. 中世後期の書記局に関する証書学的研究が直面する諸問題について Ivan HLAVACEK, Das Problem der Masse: das Spätmittelalter, in: Archiv für Diplomatik, Schriftgeschichte, Siegel- und Wappenkunde 52 (2006), S. 353–370. 中世中期・後期の国王書記局による領邦書記局に関する近時の研究について 例として Beatrix ETTLEL-SCHÖNEWALD, Kanzlei, Rat und Regierung Herzog Ludwigs des Reichen von Bayern-Landschut (1450–1479), 2 Tbd., (Schriftenreihe zur bayerischen Landesgeschichte, Bd. 97/1, 2), München 1996; Thomas ERTL, Studien zum Kanzlei- und Urkundenwesen Kaiser Heinrichs VI., (Österreichische Akademie der Wissenschaften, Philosophisch-historische Klasse, Denkschriften, Bd. 303. Forschungen zur Geschichte des Mittelalters, Bd. 4), Wien 2002; Sebastian GLEIXNER, Sprachrohr kaiserlichen Willens. Die Kanzlei Kaiser Friedrichs II. (1226–1236). (Archiv für Diplomatik, Beiheft 11), Köln u.a. 2006; Ch. LACKNER, a. a. O. (注一); Stefan EICK, Die Kanzlei und das Urkundenwesen der Grafen von Holstein-Schaumburg zwischen 1189 und 1290. Unter besonderer Berücksichtigung materieller, prosopographischer und verwaltungspraktischer Aspekte. (Kanzlei und Verwaltung 1), Kiel 2008. 日本語文献について 一冊の国史ハノーヴェルに書記局について 西川洋一、前掲、八九九–九二頁。

(31) Siegfried Hofmann, Urkundenwesen, Kanzlei und Regierungssystem der Herzöge von Bayern und Pfalzgrafen bei Rhein

von 1180 bzw. 1214 bis 1255 bzw. 1294, (Münchener Historische Studien, Abteilung Geschichtliche Hilfswissenschaften, Bd. 3), Kallmünz 1967; Alfons SPRINKART, Kanzlei Rat und Urkundenwesen der Pfalzgrafen bei Rhein und Herzöge von Bayern 1294 bis 1314 (1317), Forschungen zum Regierungssystem Rudolfs I. und Ludwigs IV., (Forschungen zur Kaiser- und Papstgeschichte des Mittelalters, Beiheft zu J. F. Böhrer, Regesta Imperii, Bd. 4), Köln/Wien 1986; Joachim SPIEGEL, Urkundenwesen, Kanzlei, Rat und Regierungssystem des Pfalzgrafen bei Rhein und Herzogs von Bayern Ruprecht I. (1309–1390), 2 Teile, Neustadt an der Weinstraße 1996; Peter MORAW, Kanzlei und Kanzleipersonal König Ruprechts, in: Archiv für Diplomatik 15 (1969), S. 428–531; Christoph Freiherr von BRANDENSTEIN, Urkundenwesen und Kanzlei, Rat und Regierungssystem des Pfälzer Kurfürsten Ludwig III. (1410–1436), (Veröffentlichungen des Max-Planck-Instituts für Geschichte, Bd. 71), Göttingen 1983. ただこの論文は他の文献とは問題関心と方法を異にする。それは、証書学的関心よりも、政治史的・国制史的・社会史的関心が前面に出しており、そのために、また史料状況にも制約されて、文書筆跡の比較検討などは試みられず、書記局の変化・発展と人的構成が主に検討されている。またループヘビト三世が王位に就いたという特殊事情を反映して、一方で国王即位前のプファルツ書記局および前国王ヴェンツェルの書記局との関係、他方でループヘビト死後のプファルツ書記局および後任の国王ジギスムントの書記局との関係が考察されている。なお、一九七〇年代半ばまでの研究の概観として、Hans RALL, Urkundenwesen, Kanzlei und Rat der Wittelsbacher Pfalzgrafen bei Rhein und Herzoge von Bayern (1180/1214–1436/1438), in: Waldemar SCHLOß und Peter HERRE (Hg.), Grundwissenschaften und Geschichte, Festschrift für Peter ACHT, (Münchener Historische Studien, Abteilung Geschichtliche Hilfswissenschaften, Bd. 15), Kallmünz 1976, S. 274–294, 「一九七〇年代初めまでの研究の概観として」 Hans RALL, Die Kanzlei der Wittelsbacher im Spätmittelalter, in: Gabriel SLAGI (Hg.), a. a. O. (註88), Teilbd. 1, S. 109–126, 及び 概説として M. SCHAAB, Festigung (註29), S. 190 : Ders., Geschichte (註10), S. 118, 207, また近年における展開を含めて V. Press, Calvinismus (註29), S. 58ff. を参照。中世末期プファルツ書記局のシステムについて Albin HEIDELBERGER, Zur Geschichte der kurpfälzischen Kanzleisprache in Heidelberg am Ende des Mittelalters, in: ZGO 124 (1976), S. 177–252.

(註29) S. HOFMANN, a. a. O. (註15), S. 29.

(註33) S. HOFMANN, a. a. O. (註15), S. 29 ff.

- (43) S. HOFMANN, a. a. O. (註55), S. 63 ff.
- (45) S. HOFMANN, a. a. O. (註55), S. 91 f.
- (46) A. SPRINKART, a. a. O. (註55), S. 118 f., 231 ff.
- (47) 榎本 久彦, *Press, Calvinismus* (註59), S. 28 ff. 参照。
- (48) P. MORAW, *Kanzlei* (註55), S. 457 ff.
- (49) P. MORAW, *Kanzlei* (註55), S. 464 ff.
- (40) P. MORAW, *Kanzlei* (註55), S. 468 f.
- (14) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註55), S. 362 ff.
- (42) 森田 隆夫, *V. Press, Calvinismus* (註59), S. 28 f.; Henry J. COHN, *The Government of the Rhine Palatinate in the Fifteenth Century*, Oxford 1965, S. 221 f. Matthias Ramung 以下は 榎本 久彦, *Maximilian BUCHNER, Die innere weltliche Regierung des Speierer Bischofs Mathias Ramung (1464–1478). Ein Beitrag zur deutschen Territorialgeschichte.* (Diss. phil., München), Speier 1907, (MHVP 29/30 (1907), S. 108–155 以下は 榎本 久彦 以下) ; DERS., *Die Stellung des Speierer Bischofs Mathias Ramung zur Reichsstadt Speier, zu Kurfürst Friedrich I. von der Pfalz und zu Kaiser Friedrich III. Ein Beitrag zur Geschichte des ausgehenden Mittelalters*, in: ZGO 63 (1909), S. 29–82, 259–301; DERS., *Die Stellung des kurpfälzischen Kanzlers und Speierer Bischofs Mathias Ramung (†1478) zum geistigen Leben seiner Zeit*, in: *Neue Heidelberger Jahrbücher* 16 (1910), S. 81–94; Franz HAFNER, *Die kirchlichen Reformbemühungen des Speyerer Bischofs Mathias von Ramung in voridentinischer Zeit (1464–1478)*, Speier 1961; Otto BÖCHER, *Der Speyerer Bischof Mathias (1464–1478) und die Herren von Rammingen*, in: *Blätter für pfälzische Kirchengeschichte und religiöse Volkskunde* 46 (1979), S. 49–62 参照。 榎本 久彦, *Ellen Widder, Konkubinen und Bastarde. Günstlinge oder Außenseiter an Höfen des Spätmittelalters?*, in: J. HIRSCHBIEGL und W. PARAVICINI (Hg.), *Der Fall* (註一) S. 417–480, S. 443 ff.
- (43) J. SPIEGEL, a. a. O. (註55), T. 1, S. 119 ff. 榎本 久彦, *J. KOLB, Heidelberg* (註55), S. 162 ff. 参照。
- (44) 山口 久太郎, *以下は 榎本 久彦, J. SPIEGEL, a. a. O. (註55), T. 1, S. 120 ff. 榎本 久彦, Alois GERLICH, Nikolaus von Wiesbaden – Ein Widersacher des Hauses Nassau in Kirche und Reich am Ausgang des 14. Jahrhunderts*, in: *Nassauische Annalen* 71 (1960),

S. 13-25 を参照。

- (45) P. MORAW, *Kanzlei* (注15), S. 469 ff. など、国王ループレヒトの書記局について M. SCHAB, *Geschichte* (注16), S. 138 を参照。

- (46) Job への彼の一族について Hermann HEMPEL, *Die Vener von Gmünd und Straßburg 1162-1447*, 3 Bde., Göttingen 1982. また、拙稿「中世後期ドイツの学識法曹と政治・外交活動」長谷川晃編著『法のクレオール序説 異法融合の秩序学』(二〇一二年 北海道大学出版会) 一七七一頁、一二七頁以下も参照。

- (47) Johannes Kirchen へのエンヘル、ループレヒト・シギスムントの国王宮廷における彼の活動について、Friedrich BATTENBERG, *Gerichtsschreiberamt und Kanzlei am Reichshofgericht 1235-1451* (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 2), Köln - Wien 1974, S. 130-148 を参照。

- (48) J. SPIEGEL, a. a. O. (注16), T. 1, S. 127 ff.
 (49) J. SPIEGEL, a. a. O. (注16), T. 1, S. 152 ff.
 (50) J. SPIEGEL, a. a. O. (注16), T. 1, S. 211.
 (51) P. MORAW, *Kanzlei* (注15), S. 511 ff.
 (52) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (注16), S. 132 ff.
 (53) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (注16), S. 162 ff.
 (54) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (注16), S. 165 ff.
 (55) Ch. Frhr. von BRANDENSTEIN, a. a. O. (注16), S. 17 ff., 82 f.
 (56) J. SPIEGEL, a. a. O. (注16), T. 1, S. 95 f.
 (57) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (注16), S. 29 ff.
 (58) J. SPIEGEL, a. a. O. (注16), T. 1, S. 8 f.
 (59) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (注16), S. 27 f.
 (60) A. SPRINKART, a. a. O. (注16), S. 292 ff.
 (61) J. SPIEGEL, a. a. O. (注16), T. 1, S. 22 ff. など、ドイツの国王は、一三世紀後半のルールフ・フォン・ハープスブル

々で、後‘Sekretsiiegel’を使い始めた。国王のSekretsiiegelに比べて、Michaela Krüss, Sekretsiiegel, Siegelkarenz und Neuausfertigung von Urkunden König Albrechts I. in MIOG 96 (1990), S. 119–130. 国王の‘sekretyer’ Sekretsiiegelと大聖の大神印章 Majestätssiiegelに比べて意味の軽さの点が見なれていた。

- (62) J. SPIEGEL, a. a. O. (註15), T. 1, S. 49.
- (63) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註15), S. 121 ff.
- (64) J. SPIEGEL, a. a. O. (註15), T. 1, S. 106 ff.
- (65) Ch. Frhr. von BRANDENSTEIN, a. a. O. (註15), S. 88 ff.
- (66) J. SPIEGEL, a. a. O. (註15), T. 1, S. 198 ff.; J. KOLB, Heidelberg (註11), S. 188 ff.
- (67) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註15), S. 200 ff.
- (68) J. SPIEGEL, a. a. O. (註15), T. 1, S. 108 ff.; 以下‘J. KOLB, Heidelberg (註11), S. 176 ff.
- (69) H. RALL, Kanzlei (註15), S. 116.
- (70) J. KOLB, Heidelberg (註11), S. 183 ff.
- (71) J. KOLB, Heidelberg (註11), S. 183. Kopialbuch 冒頭に作成の経緯が以下の如くに記されている。…… do hiez und gebot der aller durchluchtigste furste und herre, her Ruprecht der Elter, von Gottes gnaden pfalzgrafe zu Ryne, dez heiligen Romischen Rychs oberster truchsezze und hertzoze zu Beyern, mir Cunrad von Aschaffenborg, zu der zit landschreiber, daz ich ime alle sine briefe und hantvesten, die to ewige weren und die er zu der zit hatte oder furbaz gewinnen mochte von kunigen oder von keysern oder von andern herren, ritern oder knechten und von weme er sie anders hette, alle an eyn buch schriben liesze und schufel? geschriben werden, dorumbe und uff daz nit yederman zu allen ziten dorffe uber sine briefe und hantvesten gen und sie zur werfen, wan er gerne sehe, wuste oder horte, wie sine briefe sprechen und stunden, die er hette, als sie ouch hernach in diesem buche von worte zu worte und nach den besigelten briefen wol uberlesen beschriben stent. Zu dem ersten keyser Ludowiges briefe. Dar nach keyser Karls briefe und dar nach ander herren briefe und ouch hantvesten.“ (J. KOLB, ebenda から引用) 年代の古い文書については、とりわけ一七八九年のバツラン・ Bacharach のフォークター・議渡・シムター・レック・Stahleck 城の授封に関する文書、および一七八七年のハイデルン

ルクの城と都市の授封に関する文書が含まれている。いずれもプファルツ支配の中核拠点にかかわる文書である。

- (72) J. Kolb, Heidelberg (法11), S. 186. Kopialbuch 冒頭に「*in dem Namen des Vaters und des Sohns und des heiligen Geistes Amen*」に書かれている。²⁰ "Her nach und uff dirre neben siten vahend an gezeichnet die brieffe, die nit ewik ensint und die wir, hertzog Rup[r]echt der Elter, versigelt inne haben von allen den, alz sie an dirre neben siten und an den andern bletern getzeichnet sint, und dar nach furbas in diesem selben buche von worte zu worte eygentlichen geschriben stend." (J. Kolb, ebenda 64-65 以下用)

- (73) 同様の Kopialbuch として、14世紀の先行する「*Trümpf und die große Künste*」のなかにも Balduinen が著述されている。²¹ 14世紀の有名な領邦君主に特徴的な統治手段を記述する「*Trümpf und die große Künste*」(Johannes Mötsch (Bearb.), Balduinen. Aufbau, Entstehung und Inhalt der Urkundensammlung des Erzbischofs Balduin von Trier. (Veröffentlichungen der Landesarchivverwaltung Rheinland-Pfalz, Bd.33), Koblenz 1980).

- (74) P. Moraw, Kanzlei (法15), S. 438, 440. 441 Gerhard Seeliger, Die Registerführung am deutschen Königshof bis 1493, in: MIOG, Ergänzungsbd. 3 (1890-1894), S. 223-364, S. 245 ff. 246 以下参照。

- (75) P. Moraw, Kanzlei (法15), S. 452 f. 453 f. プファルツ書記局では、国王ループレヒトの代になって、いわゆる Kanzleivermerk が現れるが、これは国王書記局の伝統に基づいたものであり、王位がプファルツを離れるとまた用いられなくなる。P. Moraw, Kanzlei (法15), S. 450 f.

- (76) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 93 ff.

- (77) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 102 ff.

- (78) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 96.

- (79) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 106 ff.

- (80) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 176 ff.

- (81) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 122, 185.

- (82) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 184 ff.

- (83) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 112 ff.

- (84) Ch. Frhr. v. Brandenstein, a. a. O. (法15), S. 66 ff.

Hof König Ruprechts (1400 – 1410), in: Jahrbuch für westdeutsche Landesgeschichte 11 (1985), S. 97 – 119 参考註。

- (96) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 87 ff.
- (97) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 89 ff.
- (98) トーニハントのイェザ' ヨルグダス' Ingo TOUSSAINT, Art. Leiningen, in: W. PARAVICINI (Hg.), Grafen (註9), Tbd. 1, S. 807 – 814 参考註。

- (99) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 93 ff.
- (100) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 95, Anm. 46.
- (101) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 95 ff.
- (102) ツェルホフのイェザ' P. Moraw, Beamentum (註8), S. 98 ff.
- (103) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 103 f. ロットマン家とのイェザ' ヨルグダス' Joachim SCHNEIDER, Art. Leuchtenberg, in: W. PARAVICINI (Hg.), Dynastien (註一), S. 828 – 832 参考註。

- (104) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 107.
- (105) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 109.
- (106) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 110.
- (107) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 111 f.
- (108) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 112 ff.
- (109) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 118 ff.
- (110) P. Moraw, Beamentum (註8), S. 122 ff. 中世後期メンの国王宮廷における学識法曹とのイェザ' Peter Moraw, Gelehrte Juristen im Dienst der deutschen Könige des späten Mittelalters (1273 – 1493), in: Roman SCHÜR (Hg.), Die Rolle der Juristen bei der Entstehung des modernen Staates, Berlin 1986, S. 77 – 147; Paul – Joachim HEINIG, Gelehrte Juristen im Dienst der römisch – deutschen Könige des 15. Jahrhunderts, in: Hartmut BOOCKMANN (Hg.), Recht und Verfassung im Übergang vom Mittelalter zur Neuzeit, I. Teil, Göttingen 1998, S. 167 – 184. また拙稿「中世後期メンの学識法曹」『北大法学論集』五八卷二号 (二〇〇七年) 二八五 – 三〇五頁、二九五頁以下も参照。

- (11) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註57), S. 213 ff.
- (12) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註57), S. 243 ff. 44 Flörsheim 家について H.-J. BREUER, a. a. O. (註57), S. 365 ff.
- (13) Meinrad SCHAAB (Hg.), Rüdiger LENZ (Bearb.), *Ausgewählte Urkunden zur Territorialgeschichte der Kurpfalz 1156–1505*, (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe A: Quellen, Bd. 41, Stuttgart 1998, Nr. 111, S. 220.
- (14) M. SCHAAB – R. LENZ, a. a. O. (註57), Nr. 112, S. 229.
- (15) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註57), S. 351 ff.
- (16) M. SCHAAB – R. LENZ, a. a. O. (註57), Nr. 111, S. 220, Nr. 112, S. 229.
- (17) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註57), S. 403 ff., 418 ff.; F. BATTENBERG, a. a. O. (註57), S. 130–148.
- (18) Ingrid Heike RINGEL, *Studien zum Personal der Kanzlei des Mainzer Erzbischofs Dietrich von Erbach (1434–1459)*, (Quellen und Abhandlungen zur mittelhochdeutschen Kirchengeschichte, Bd. 34, Mainz 1980, S. 81 ff., Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (註57), S. 362 ff.
- (19) フォルムン宮廷と密接な関係にあったキルヒンベルグ伯・フリートマン・下級貴族家門の「鏡」について Barbara HAMMES, *Ritterlicher Fürst und Ritterschaft. Konkurrierende Vergewärtigung ritterlich-höfischer Tradition im Umkreis südwestdeutscher Fürstentümer 1350–1450* (Veröffentlichungen der Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, Reihe B Forschungen, Bd. 185, Stuttgart 2011, S. 182–199 を参照。中世・近世にわたるマンハイムとザルツバッハの神聖ローマ皇帝の離離について Klaus Graf, *Der Kraichgau. Bemerkungen zur historischen Identität einer Region*, in: Stefan RHEIN (Hg.), *Die Kraichgauer Ritterschaft in der frühen Neuzeit* (Melanchthon-Schriften der Stadt Bretten, Bd. 3), Sigmaringen 1993, S. 9–46 を参照。
- (20) 中世後期ドイツの領邦支配における裁判権の意義「および特に中央における裁判所の発達について」全般的には E. SCHUBERT, a. a. O. (註58), S. 67 ff.; D. WILLOWITZ, *Entwicklung* (註1), S. 114 ff. 国王宮廷について P. MORAW, *Verwaltung* (註1), S. 46 ff.; Friedrich BATTENBERG, *Die königliche Hofrichter vom 13. bis 15. Jahrhundert. Eine Untersuchung zur sozialen und funktionalen Einbindung der Hofgerichtsbarkeit in den Königshof*, in: P. MORAW (Hg.), a.

- a. O. (注1), S. 239 – 290 および拙稿「中世後期ドイツの国王裁判所——最近の研究によるその再評価について——」『北大法学論集』四四巻四号 (一九九三年) 一三五 – 一五七頁を参照。他の領邦についての個別研究として、例えば、Heiner Lück *Die kursächsische Gerichtsverfassung 1423 – 1550*, (Forschungen zur deutschen Rechtsgeschichte, Bd. 17), Köln u. a. 1997, S. 91 – 155, ユーリッシャー・ン家領邦ヴライプツィックの上級宮廷裁判所が再組織されたのは一四八三年のことであった。
- (121) 以下に述べる宮中伯のまじりの宮廷裁判所の成立については、H. J. COHN, *Government* (注24), S. 202 ff.; M. SCHAB, *Geschichte* (注5), S. 192 ff.; V. Press, *Calvinismus* (注8), S. 78 ff. 444; Klaus BENDER, *Die Hofgerichtsordnung Kurfürst Philipps (1476 – 1508) für die Pfalzgrafschaft bei Rhein*, (Diss. jur. Mainz, 1967) を参照。
- (122) J. SPIEGEL, a. a. O. (注15), T. 1, S. 523 ff.
- (123) Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (注15), S. 344 ff. ルートヴィヒ三世が仲裁判決を不服として、国王に上訴しているケースも知られるが、その際にも学識法曹が関与したことが推測される。Ch. Frhr. v. BRANDENSTEIN, a. a. O. (注15), S. 349. 444; 学識法曹の異端訴訟への関与について、Ebenda, S. 349 ff.
- (124) Dorothee MUSSGUTH, *Kurfürst, in: Lothar SCHILLING und Gernard SCHUCK* (Hg.), *Wittelsbachische Territorien* (Kurfürst, Bayern, Pfalz – Neuburg, Pfalz – Sulzbach, Jülich – Berg, Pfalz – Zweibrücken) (Repertorium der Polizeyordnungen der frühen Neuzeit, Bd. 3, 1), (Aus Commune Sonderhefte 116, 1), Frankfurt a. M. 1999, S. 51, Nr. 43, 規則のテキスト、444を修正・追加などの関連史料を、K. BENDER, a. a. O. (注15), S. 67 – 108.
- (125) H. J. COHN, *Government* (注24), S. 205.
- (126) この分野について、中世後期・ドイツの領邦一般については、E. SCHUBERT, a. a. O. (注8), S. 33 ff. 444; Mark MEISOWSKY, *Finanzverwaltung und Finanzkontrolle am spätmittelalterlichen Hofe*, in: G. FOUQUET u. a. (Hg.), a. a. O. (注1), S. 171 – 190 以下にあげられた文献も参照。近世を扱った概観として、Volker Press, *Finanzielle Grundlagen territorialer Verwaltung um 1500*, in: Gerhard DILCHER (Hg.), *Die Verwaltung und ihre Ressourcen. Untersuchungen zu ihrer Wechselwirkung*, (Der Staat, Beiheft, H. 9), Berlin 1991, S. 1 – 29. 近世の図表研究として、444; Heinrich DOMEIER, *Verwaltung und Rechnungswesen im spätmittelalterlichen Fürstentum Braunschweig – Lüneburg*, (Veröffentlichungen der historischen Kommission für Niedersachsen und Bremen, 37, Quellen und Untersuchungen zur Geschichte Niedersachsens im

Mittelalter, Bd. 18, Hannover 1994; Christian LACKNER, Ein Rechnungsbuch Herzog Albrechts III. von Österreich, Edition und Textanalyse, (Studien und Forschungen aus dem Niederösterreichischen Institut für Landeskunde, Bd. 23), Wien 1996; Uwe SCHIRMER, Kursächsische Staatsfinanzen (1456 – 1656), Strukturen – Verfassung – Funktionseiten, Stuttgart 2006. 北西部の領邦間の比較研究として、Mark MERSIOWSKY, Die Anfänge territorialer Rechnungslegung im deutschen Nordwesten. Spätmittelalterliche Rechnungen, Verwaltungspraxis, Hof und Territorium, (Residenzenforschung, Bd. 9), Stuttgart 2000. 以下、DERS., Rechnungen, in: Werner PARAVICINI (Hrsg.), Höfe und Residenzen im spätmittelalterlichen Reich, Hof und Schrift, (Residenzenforschung, Bd. 15, 3), Ostfildern 2007, S. 531 – 551.

(127) M. MERSIOWSKY, Finanzverwaltung (注12), S. 177 f. なお、北西部でもライン右岸のヴェストファーレンでは、同様の役職は一四五〇年以前には現れな⁹。Ebenda, S. 178. ティロールの領邦財政史については、若曾根健治「領邦ティロール農村部における租税制度」『法制史研究』二五号 (一九七六年) 八九 – 一三三頁、同「領邦ティロール都市部における租税制度」『社会経済史学』四二巻一号 (一九七六年) 一 – 二五頁も参照。東部のヴェッティーン家領邦における財務行政が、とりわけ一五世紀の萌芽を経て、一六世紀になって本格的に展開したことについては、千葉徳夫「中世後期—近世初期における領邦の財政と領邦等族」『法律論叢』五七巻六号 (一九八五年) 一一五 – 一七二頁を参照。

(128) H. J. COHN, Government (注24), S. 230 ff.; M. SCHAB, Geschichte (注15), S. 207; V. PRESS, Calvinismus (注8), S. 97 ff.; J. KOLB, Heidelberg (注11), S. 148.